

午前十時四分 開議

○古川委員長「ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。会議録署名者として、八谷克幸委員、岡口重文委員、酒井幸盛委員、以上の三人を指名いたします。

次に、六月二十一日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審議中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、請願・陳情に対する現状と対策を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い順次発言を許可します。

○石倉委員「おはようございます。自由民主党の石倉でございます。久しぶりに常任委員会で質問をいたします。今日は、特に農林水産を重点的に質問をし、産業労働部については、八谷先生とか酒井先生のほうで質問をしていただくということですから、私は、農林水産を中心に委員会質問いたしますので、マイクは上手に使うて答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。まず、中間管理事業について伺いいたします。

国の農政改革の一環として、担い手への農地集積と集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間的受け皿を担う農地中間管理機構が都道府県段階で整備されることとなりました。本県では、県から農地中間管理機構の指定を受けた公益社団法人佐賀県農業公社が農地中間管理事業に取り組んでこられました。

制度開始から十年が経過した中、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和七年四月から農地の貸借は利用権設定事業、いわゆる相対での農地の貸借が

廃止され、農地中間管理事業に一本化されることになり、一本化により契約手続や賃料の受け払いなど、業務量が増加することに対応するため、佐賀県農業公社では、中間管理事業の利用において、貸し手（所有者）、受け手（耕作者）双方から手数料を徴収することを決定されたと聞いております。

農業従事者が減少していく中、農業の基盤となる農地を維持していくためには、農地の集積や集約を進める必要があります。農地中間管理事業を担う佐賀県農業公社が果たす役割は、ますます重要になってくると考えております。

そこで、次の点について伺いをいたします。

一点目は、農地中間管理事業の仕組みについてお尋ねをいたします。

農地中間管理事業とは、どのような仕組みになっているのかお聞かせを願いたいと思います。佐伯課長、よろしく。

○佐伯農業経営課長「農地中間管理事業の仕組みについてお答えいたします。農地中間管理事業は、地域農業の担い手に農地の集積・集約を進めるための制度となっております。

その仕組みについては、農地中間管理機構、先ほど委員のほうからも御説明いただきましたが、本県では、佐賀県農業公社がその役割を担っております。その農業公社が農業をリタイアする方、規模を縮小する農家、いわゆる地権者の方から農地を一旦借り受けまして、その借り受けた農地を、規模拡大を図りたい担い手の方、耕作者の方へ貸し付ける、そういった仕組みとなっております。貸付期間は三年以上とすることが必要となっております。耕作者からの賃料の徴収及び地権者への支払いにつきましては、農業公社が行うこととなっております。

以上、お答えいたします。

○石倉委員「次に、中間管理事業への一本化についてお尋ねをいたします。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴って、今後の農地の貸し借りの仕組みが

農地中間管理事業へ一本化することとなっておりますが、貸し借りの手続はどのように変わるのかお聞かせを願いたいと思います。

○佐伯農業経営課長 農地中間管理事業の一本化に伴いまして手続がどのように変わるのかということについてお答えいたします。

令和七年四月以降、農地の貸借、いわゆる貸し借りにつきましては、これまで農業委員会が行ってきた地権者と耕作者との相対契約が廃止されます。それが農地中間管理事業による貸借へ一本化されることとなります。一本化に伴う貸借の手続につきましては、これまでの相対契約では、農業委員会で手続をしておりましたが、農地中間管理事業では農業公社で手続を行うこととなります。

現在、農業公社では、具体的な手続方法について検討、調整が進められているところでございますが、農業公社としては、地権者、耕作者の利便性を考えまして、これまでどおり農業委員会や市町で手続が行えるよう、市町に要請されているところであります。既に多くの市町からは了解をいただいているというふう聞いております。

以上、お答えいたします。

○石倉委員 次に、手数料徴収の詳細についてお尋ねいたします。

農地中間管理事業の手数料は、どのような基準や方法で徴収されるのかお聞かせを願いたいと思います。

○佐伯農業経営課長 手数料徴収の基準や方法についてお答えいたします。

まず、手数料徴収の基準についてでございますが、農業公社では、手数料徴収について、令和七年四月一日以降、新規または更新される農地の貸借契約を手数料徴収の対象にしますという点。ただし、主に中山間地域などで多い使用貸借、これは賃料が発生しないゼロ円契約と一般的に言われておりますが、その使用貸借、または米の現物を納める物納という契約方法もございます。この物納については、徴収の対象とされません。

また、手数料は、地権者、耕作者の双方から、それぞれ賃料の1%を毎年徴収されます。ただし、地域の担い手育成支援の観点から、手数料の上限は年間五万円とするといったことを決定されているところでございます。

また、手数料の徴収方法についてですが、耕作者からは賃料と合わせまして、毎年十二月上旬に口座から引き落とされることとなっております。地権者からの徴収は、毎年十二月下旬に農業公社が賃料を振り込む際、手数料を差し引いて振り込むこととされております。

以上、お答えいたします。

○石倉委員 次に、条件の悪い農地の取り扱いについてお尋ねいたします。

中山間地や不整形な角地など条件が悪い農地は、受け手となる農家が少なく、賃料が発生しない使用貸借ゼロ円契約が多いと聞いておりますが、こういった地域こそ、中間管理して守っていくべきだと思っておりますが、県はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○佐伯農業経営課長 条件の悪い農地の取り扱いについてお答えいたします。

不整形な角地など条件が悪い農地、特にそのような農地の多い中山間地域の対応というのは、大きな、そして難しい課題というふう認識しております。仮に農業公社が、そのような条件の悪い農地を一旦引き受けたとしても、中山間地域などでは、そのような農地を引き受ける受け手がいない。そういったこと自体が課題と認識しております。農地中間管理事業の仕組みだけで解決できるものではないというふうにも思っております。

こういった中、現在、県内では、今後の農地の在り方を見える化する地域計画というものの策定に向けた話し合いが進められております。将来にわたって条件の悪い農地を含め、どの農地を守るのか。そして、その農地を誰が耕作するのか、受け手をどうするのかといったことを、今まさに地域の皆さんで検討していただいているところでございます。

条件が厳しい地域で新たに担い手を確保することは、非常に難しいことと思っております。ただ、この話し合いの中で漠然とした将来への不安を、話し合いを通じて具体化、課題化していくことで、できることから少しずつ受け手の確保に着手していただきたいというふうにも考えております。

そういった中で、地域に合った受け手、担い手の形を具体化していけるよう、また、地域の求めがございましたら、地域外の農事組合法人であったりとか、場合によっては企業、そういったもの呼び込むといったことも、市町や農業委員会などと連携して進めていきたいと考えております。

こうした取組とあわせまして、農地中間管理事業の利用、条件が合いましたら、基盤整備事業の活用を推進するなどしまして、条件の悪い農地や中山間地域における農地の対応を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○石倉委員Ⅱありがとうございます。

最後になりますが、佐賀県農業公社の周知についてお尋ねをいたします。

先ほども述べましたが、中間管理事業を担う佐賀県農業公社の果たす役割は、非常に重要と考えております。一方で、農家からは、農業公社を初めて知った、農業公社は何をやっているのか分からないといった声を度々聞くことがあります。

令和七年四月から手数料を徴収するのであれば、県はもちろんのこと、市町を通じて佐賀県農業公社の役割や活動を農家にしっかりと伝え、理解していただくことが必要であると考えます。佐賀県農業公社自らを取り組むことではありませんが、県も担い手への集積・集約を推進する責任があると思います。

県は、農地の貸借を担う佐賀県農業公社の周知をどのように図っていくのかお伺いいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ佐賀県農業公社の周知についてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、今回の手数料導入は、農家の新たな負担となります。こういったことで農業公社の業務や役割について、農家の皆さんに丁寧に説明し、理解していただく必要があると考えております。

農業公社は、農地の貸借や売買を通じまして、担い手への集積、集約化を図る重要な役割を担っており、特に農地中間管理事業を活用して担い手へ貸し付けている面積は、令和六年三月末時点で約五千九百ヘクタールと、県全体の利用権設定面積の約三分の一を占めるまでになっております。

この農地中間管理事業に加えまして、農業公社では、トレーニングファーム卒業生などへのハウスのリース、また、園芸団地用農地の事前確保や入植者に貸し付けるまでの管理、就農希望者の相談窓口の設置など、「さが園芸88運動」や、新規就農者確保に貢献する事業にも取り組んでいるところでございます。

こうした実績も含めまして、その役割を農家の皆さんにしっかりと認識していただけるよう、PR資料を作成するなどして市町と連携し、周知を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○石倉委員Ⅱ佐伯課長、ありがとうございます。答弁をいただきました。

来年四月から施行されるわけですが、質問の中でも貸し手と借り手、このところは分かるんだけど、現実的に角地とか中山間地とか、こういうところについて中間管理機構を県が指導しながら、生産者のためにどのようにして汗をかかということが農業県佐賀に課せられた重要な役割じゃないかというふうに思います。もちろん、ゼロ円契約もあるかも分かりませんが、今は888運動でトレーニングファーム卒業生が、卒業した後、指導者となって展開しているのが現状ですから、やっと軌道に乗ってきたと。近いうちに八百八十億円を達成するんじゃないかと。

それにはどうしてもやっぱり誘発を求める地域の担い手の皆さん方がおられますから、皆さんが一律に思っておられる耕作がしにくい、再度申しますけれども、角地とか中山間地の貸し手、借り手、ここをしつかりと指導していかなければ、これは絵に描いた餅になってしまうというように思いますので、そのところは答弁の中で地域計画の策定をやるということですから、しっかりと農協とも協議をしながら、市町とも協議をし、もちろん貸し手、借り手の方と情報を共有して、全国に先駆けて、佐賀はようやつてるといぐらいの取組姿勢を私のほうから改めてお願いをして、質問を終わりたいと思います。よろしく頼みます。

次に、米麦の共同乾燥調製施設についてお尋ねをいたします。

本県では、恵まれた自然条件、整備が進んだ水田や共同乾燥調製施設等を生かした米や麦、大豆、タマネギなどを組み合わせて生産性の高い水田農業が展開されておりあります。

このような中、最近、私の地元のカンントリーエレベーターの総会に出席をした折に、役員から、老朽化している施設の改修に莫大な費用がかかる、施設運営の負担になっているとの声を聞いております。将来の水田農業を大変危惧しておるところであります。共同乾燥調製施設は、県内に多く設置されておりありますが、多くの施設において老朽化が進んでおり、改修費用がかかるなど、似たような厳しい状況に置かれているのではないかと考えております。

こうした中、佐賀の水田農業を支えてきた共同乾燥調製施設は、今後も水田農業を維持していくために非常に重要な施設であり、私に限らず、現在の農業者だけではなく、農業県佐賀として共同乾燥調製施設による米麦の集出荷体制を維持していく必要があると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一点目は、共同乾燥調製施設の設置状況についてお聞きをいたします。

県内は、共同乾燥調製施設としてライスセンターやカンントリーエレベーターがあると思いますが、その設置状況はどうなっておるのか、川崎園芸農産課長、よろしくお伺いします。

○川崎園芸農産課長 共同乾燥調製施設の設置状況についてお答えします。県内の米麦の共同乾燥調製施設は、本年五月末現在で、ライスセンターが七十四施設、カンントリーエレベーターが二十九施設の計百三施設が設置されております。

以上、お答えします。

○石倉委員 次に、共同乾燥調製施設の耐用年数についてお聞きをいたします。共同乾燥調製施設の耐用年数はどうなっているのか。また、県内に設置されている共同乾燥調製施設について、建設してからの経過年数はどうなっておるかお伺いをいたします。

○川崎園芸農産課長 共同乾燥調製施設の耐用年数と経過年数についてお答えいたします。

共同乾燥調製施設は、建物と、その中にある乾燥機や籾摺機などの機械設備で構成されております。また、カンントリーエレベーターには、これに加えてサイロ貯蔵施設が設置されております。

これらの耐用年数につきましては、建物が三十一年、それと中の乾燥機や籾摺機等の機械設備が七年、サイロ貯蔵施設が二十二年となっております。

また、県内にございます百三の共同乾燥調製施設のうち、建物の耐用年数三十一年を経過しているものにつきましては、ライスセンターが七十三施設、カンントリーエレベーターが十二施設の計八十五施設となっております。

以上、お答えします。

○石倉委員 次に、共同乾燥調製施設の改修についてお尋ねをいたします。

建設してから年数が経過している共同乾燥調製施設については、その設備等

の改修が必要となると思いますが、どのように対応されておられるのかお聞きをいたします。

○川崎園芸農産課長 共同乾燥調製施設の改修についてお答えします。

年数が経過しました共同乾燥調製施設におきましては、経年劣化等による故障とか不具合が生じた場合は、施設の所有者でありますJA等が修繕や機械設備の更新を行っておられます。また、施設の修繕とか更新に多額の費用が必要になると見込まれる場合などは、将来の米麦の作付だとか荷受け量の予測を踏まえまして、複数の施設を再編し、新たな広域施設として整備をしている地区もございます。

以上、お答えします。

○石倉委員 次は、共同乾燥調製施設に対する支援について伺いをいたします。

共同乾燥調製施設の改修に多大な費用がかかるのであれば、県は改修等について支援する必要があると思いますが、お尋ねをいたします。

○川崎園芸農産課長 共同乾燥調製施設の改修に対する支援についてお答えします。

施設の修繕や既存の機械設備の代替として、同種・同能力のものを再度整備する、いわゆる単純更新については、県単独で支援することは考えておりませんけれども、再度整備するものが新たな機能を有する設備である場合など、機能とか能力の高度化が図られるような改修であれば、国の補助事業の対象となりますので、その事業活用を支援していくこととしていくところでございます。

以上、お答えします。

○石倉委員 それでは、今後の対応についてお聞きをいたします。

今後、共同乾燥調製施設による米麦の集出荷体制を維持していくために県はどのように対応していくのかお聞きをいたします。

○川崎園芸農産課長 今後の対応についてお答えします。

委員からお話があったように、共同乾燥調製施設につきましては、本県の米麦生産にとって重要な基幹施設でございます。今後とも、こうした集出荷体制を維持していく必要があると考えております。

しかしながら、県内の施設には、耐用年数が経過したものも多くございますし、また、米の作付面積の減少などにより処理量が減少し、設置当時の処理能力と比較しまして過大な規模となっている施設もございますことから、県内各地区においては、施設の更新や統廃合による再編整備などの具体的な検討が進められているところでございます。

県では、JAや市町と連携しまして、こうした検討に積極的に関わるなどして、国庫事業の活用による整備費用の負担軽減を含め、将来を見据えた施設運営の効率化、合理化の実現が図られるよう支援を継続していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○石倉委員 なる答えていただきまして、ありがとうございます。

川崎課長ね、聞き取りのときもお願いをしたつもりだけれども、修繕等を含めた中で県としても国のほうに国庫事業で何とかお願いしたいということは当然のことであると思うけれども、留守先生と佐賀県農業・農村振興議員連盟で本省陳情、自民党陳情もしましたけれども、担当審議官とか、担当部長とか次長とか、私も留守先生も中間管理機構を踏まえてカントリーエレベーター、こういうふうな施設について国のほうでも別枠で支援制度をぜひ設けてくれんというところは大変ですよというのは、当然、担い手が少ないということ、そして、今、働き手は高齢者ということ、機械は老朽化している。

そういう中で、もう少し地方に傾斜配分されるような制度をぜひつくってもらわんと、カロリーベースの自給率も三八%しかないじゃないですかと。これ

を少なくとも五〇%近くに上げるといふ政府・与党の考え方ですから。

だから、そういうことを考えたときに東部共乾の事例を出せば、今度、改修費で一億三千万円から一億五千万円かかると。内部留保金を持っておられたら別ばってんが、恐らく農協とか農林中金から借りるんじゃないかと思うんですね。でも、今現在も作付面積は少なくなっている、出荷数量も下がっておる中で手数料がどんどん減っていく。それはもう川崎課長も白石出身だから十二分に分かっておられると思う。

特に、今回、島内農林水産部長が着任されたけれども、平成十五年以来ですよ、農業土木の部長が誕生したのはね。そういう中で私は逆に、今までも勉強されておると思うけれども、そういうことで情報の共有ということは、今までは農政課だけの部長が多かったということもあるけれども、格差はないと思う。でも、こういう委員会を通じてしっかりと今まで以上にそのような問題を一つ一つ丁寧に対応しながら、佐賀県農業、そして農家のために何をするのかというところは、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

手を緩めることなく、できれば県単でこのような施設について応分の負担ができるように財源の確保は知事部局にしっかりと、委員会でも話が出たというところで、今後、具体的に財源の確保に努めていただきたいというふうに思いますので、そのところはよろしくお願いをいたします。

次に、ノリ養殖の安定生産に向けた取組についてお伺いをいたします。

有明海の基幹産業であるノリ養殖は、昨年度漁期においては、養殖開始直後から少雨や赤潮の影響により色落ち被害が発生するなど、厳しい生産状況となっております。令和四年度に引き続き、二年連続で日本一を逃す結果となったんですが、このように近年のノリ養殖は、赤潮の発生時期の変化や少雨による栄養塩不足が目立つなど、これまでになかった課題が新たに発生したのではないかと思います。

県では、このような状況を改善するため、漁場へのカキ設置などの色落ち対策や二枚貝の漁場環境改善に取り組まれていると聞いておりますが、温暖化や頻発する豪雨などの環境変化の影響により、その成果がノリの安定生産にまで至っていないのが現状であります。このため、漁業者の皆さんが安心してノリ養殖業を営むためには環境変化に対応した取組が重要であると考えております。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

一つ目は、養殖環境の変化への対応についてお尋ねをいたします。

ノリ養殖が厳しい生産状況になっているのは、気候変動の影響により、近年のノリ養殖を取り巻く環境が変化していることが要因の一つと聞いております。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

地球温暖化に対応したノリの品種開発についてお伺いをいたします。

温暖化による海水温の上昇により、種つけの時期が遅れ、養殖期間の短縮につながっております。この問題に対応するため、高水温でも育つノリの品種開発が急務と考えておりますが、これまでの取組状況はどのようになっているのか、横尾水産課長にお尋ねいたします。

○横尾水産課長 地球温暖化に対応したノリの品種開発についてお答えいたします。

近年、温暖化の影響により、ノリの種つけ時期が従来と比較して約二週間遅くなり、また、種つけ後も水温が順調に下がらず、成長が悪い年もあるなど、生産に影響が出ています。

このため、高水温に対応可能で、かつ「佐賀のり」にふさわしい、軟らかくて味もよい品種の開発に取り組んできております。その結果、これまでに高水温でも種つけが可能な品種や、高水温でも成長がよく、かつ高品質な品種を開発し、一部の漁業者の方々に利用していただいているところでございます。

一方で、今後、さらなる水温の上昇が想定されることから、現在、佐賀大学

などと連携し、遺伝子解析技術を活用することで、より高水温に対応可能な新品種の開発に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○石倉委員Ⅱ次に、九州シンクロトロン光研究センターを活用した取組について伺います。

ノリ養殖環境の変化に対応するためには、昨年九月に当委員会で現地視察を行った折に、九州シンクロトロン光研究センターなどの先端科学技術を持った機関との連携強化が重要であると考えましたが、県は、当センターの活用についてどのように考えておられるのかお聞かせを願いたいと思います。

○横尾水産課長Ⅱ九州シンクロトロン光研究センターを活用した取組についてお答えいたします。

近年のノリ養殖環境の変化に対応するためには、国の研究機関や大学などの先端技術を有する研究機関との連携が重要であるというふうに認識しております。このため、九州シンクロトロン光研究センターともノリ養殖の課題解決に向けて連携して取り組んできたところでございます。

例えば、頻発する赤潮の発生原因の解明に向けて、赤潮の原因プランクトンの増殖に必要な鉄、海域には微量の鉄が存在しますが、その鉄に着目し、有明海の海底の泥に含まれる鉄について詳細に分析を行っております。その結果、冬場における赤潮の発生と鉄との関係性は確認できませんでしたが、夏場における赤潮の発生には、海底の泥に含まれる鉄が関与している可能性が考えられるなど、新たな知見が得られたところでございます。

さらに、今年度からは、「佐賀のり」の特徴である軟らかさ、近年の高水温の影響でノリが硬くなっているのではないかとというような課題がありますので、軟らかさの解明に向けてノリの断面などの構造を詳細に解析しているところでございます。

今後とも、九州シンクロトロン光研究センターと連携し、ノリ養殖の課題解決に向け、様々な検討を積極的に行っていききたいと考えております。

以上です。

○石倉委員Ⅱ横尾課長、答弁ありがとうございます。昨年、山田部長のときやったけれども、シンクロトロン光研究センターに行きました。そのときに所長の説明の後に私のほうから、有明海の海底泥についてプランクトンや赤潮に強い海水の確保ができないか、調査・分析をしたらどうかということでお願いをしましたところが、もう今までも調査研究を県とセンターでやっておりますということでも私も安心はしたんですけども、研究をするだけじゃなく、研究をするならば結果を出していかんばいかなと思えますから、そのところは今後についても調査研究を怠らないように、シンクロトロン光研究センター全体を含めた中で、職員とも密なる交流をするべきだと思いますけれども、再度答弁をお願いします。

○横尾水産課長Ⅱ今後の連携についてでございますが、委員御指摘のとおり、最先端の技術を活用しているんな取組をしていくことは重要と思っております。過去の取組として今回御答弁させていただいて、泥の分析等分析技術ということに関して、シンクロトロン光研究センターが佐賀県にある強みというのは非常に重要だと思っております。そこつなげる、ノリは佐賀県の、我々にとって一番のものだというふうに思っておりますので、今後とも、そういった連携はやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○石倉委員Ⅱ品種改良もそうだけれども、温暖化に強いノリを開発するということにもつながっていくと思えますから、よろしくお願いいたします。

次に、色落ち対策についてお尋ねをいたします。

近年、過去にあまり例のない養殖開始直後から赤潮が発生するようになり、

大きな課題となっております。このような赤潮による色落ちの被害を軽減することが、ノリ養殖の安定生産のために重要と考えますので、次の点についてお伺いをいたします。

赤潮が発生しにくい環境づくりについてお伺いをいたします。

赤潮の発生を抑制するため、ノリ漁場へのカキ設置や二枚貝の生息環境の改善を目的とした大規模な海底耕うんが実施されたと聞いておりますが、取組状況はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○横尾水産課長 赤潮が発生しにくい環境づくりに関する取組状況についてお答えいたします。

緊急的かつ即効性のある対策として、赤潮の原因となるプランクトンを捕食させる目的で、令和四年度は約二十トン、令和五年度は約四十トンの二枚貝、マガキなどになりますが、これもノリ養殖漁場に設置いたしております。

また、二枚貝の生息環境の改善を目的とした、海底に堆積している砂や泥を攪拌する海底耕うんについては、令和五年度に既存の方式——これは貝桁などになりますけれども——新たな方式、これは噴流式というものになります。これにより合わせて約千五百ヘクタール実施したところでございます。

そのような中、ノリ養殖漁場へのマガキの設置につきましては、有明海以外のほかの海域からの調達であったため、設置時期や量が調達先の生産状況に左右されること。また、輸送や環境変化によるストレスと思われるへい死が、一部ではありますけれども、発生することなどの課題があったところでございます。

以上でございます。

○石倉委員 Ⅱ次に、赤潮の発生予察技術の開発についてお伺いをいたします。

色落ち被害を軽減するためには、赤潮の発生拡大を予測し、適切に対応することが重要と考えますが、取組状況はどうなっておるのか、お聞かせを願いた

いと思えます。

○横尾水産課長 赤潮の発生予察技術の開発の取組状況についてお答えいたします。

ノリ養殖期間中における赤潮は、これまで十二月下旬以降に西南部地区を中心に発生する傾向にあります。その原因となるプランクトンは、アステリオネラやスケルトネマなどといった種類であり、これが色落ち被害を引き起こしていました。このため、県では、国の水産総合研究センターや佐賀大学などと連携しながら、これら赤潮の発生を予測する技術の開発に取り組んできたところであります。

その成果として、先ほど、プランクトンの種類をお答えいたしました。アステリオネラでは、水温が十度を下回った後の最初の大潮に続く小潮、ちよつと複雑で分かりにくい条件ではありますが、規則的に発生していること。また、スケルトネマでは、水温が最も低下した時期の海水の濁りが弱くなった小潮に発生する傾向にあることなどが明らかとなったところでございます。

しかしながら、近年は赤潮が過去にあまり例のない養殖開始直後から発生するようになり、また、新たな種類のプランクトンによる赤潮が確認されるなど、赤潮の発生パターンが複雑化しております。このため、これまで開発してきた赤潮の発生予察技術の精度が低下しており、色落ち対策を適切に実施することが難しくなっております。

以上でございます。

○石倉委員 Ⅱ次に、今後の取組についてお尋ねをいたします。

これまでの取組で生じた課題への対応を踏まえ、ノリ養殖の安定生産に向け、今後どのように取り組んでいくのか、横尾水産課長、答弁をよろしく。

○横尾水産課長 Ⅱこれまでの取組で生じた課題への対応も踏まえ、今後の取組についてお答えいたします。

ノリ養殖の安定生産のためには、赤潮が発生しにくい環境づくりが重要であることから、今年度についても、漁場への二枚貝の設置といった即効性のある対策や、海底耕うんといった漁場環境を改善する取組を、さきに述べた課題に対応しながら引き続き行うこととしております。

具体的には、マガキの設置の際に生じた有明海以外の海域からの調達による課題につきましては、豪雨などの環境変化に強い地元産のスミノエガキを確保することとしております。確保する数量につきましては、地元の漁業者の皆さんや漁協などと協議しながら、当面は令和四年度に設置した二十トン近くを目指していききたいというふうに考えております。

また、サルボウ二百万個の放流を引き続き行うこととともに、今年度からサリの網袋設置による母貝団地造成の規模拡大やウミタケの漁場造成など、二枚貝資源の回復についても取り組むこととしております。

一方、赤潮の発生予察技術の精度低下への対応については、今年度から新たなプランクトンの生態解明や赤潮の発生後の動きなどを高精度に予測できるシステムの開発に新たに取り組んでいるところでございます。

このシステムを活用し、例えば、色落ち被害のリスクが少ない漁場での種付けを行うなど、漁業者の方々に対して適切な養殖管理の提案を行うことで色落ち被害の軽減を図りたいと考えております。

今後とも、漁業者、漁協、大学や国などとの連携をさらに強め、漁業者の方々が安心して漁業を営めるよう、二枚貝資源の回復やノリ養殖の安定生産、ひいては有明海の再生に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○石倉委員⇨横尾課長、ありがとうございます。一昨年在二十トン、昨年在四十トン、今年は二十トンを目標に、今までは玄海の二枚貝、カキをお願いして対応しとったけれども、今年は、スミノエガキやアサリ、今、有明海で育っ

ている二枚貝を漁業の皆さん方の協力を得てぜひ集積をして、ぜひ昨年、一昨年以上の効果が出るように取り組んでいただくことは、漁業者にとっても、特に西久保組合長なんかはそうだと思うけれども、喜んでいただくんじゃないかと思えます。

ただ、常にモニタリング、監視体制を取りながら、どの地域にそういうようなセットをした方がいいのかというのは、生産者や漁協とも常に情報を共有しながら、的確な対応をぜひしていただくように思いますが、そこだけ答弁、よかですか。

○横尾水産課長⇨委員からの御助言のとおり、やはり現場の声をしっかりと聞きながら、適切、的確な実施というのが効果を最大限に発揮するための前提条件だと思っておりますので、しっかりとやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

以上です。

○石倉委員⇨横尾課長、日本一になるのがいいんだけど、日本一を目指すためには有明海の環境を変えていかんと非常に厳しいと思えます。僕は、そこが大事だと思えます。数字を追うのも大事ですよ。しかし、有明海を再生して、次の時代の人が安定した生産と収益を上げられるように体制づくりを県も含めた中で、知事も当然そうですね、ぜひお願いをしたいと思えます。よろしく。

それでは、問いの四ですが、佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI I」についてお尋ねいたします。

本県の畜産は、農業産出額の約三割を占める主要部門であり、佐賀県農業の振興を図る上で極めて重要であると認識しております。

牛肉については、少子・高齢化が進み、国内市場の縮小が避けられない中、新たな販路を獲得するために海外への輸出を拡大していくことが重要であると考えます。

こうした中、県では、輸出に対応した高性能食肉センター「KAKEHASHI」、牛処理施設を整備され、昨年六月に本格稼働いたしました。佐賀から世界への一気通関での牛肉輸出に大いに期待をしているところでもあります。

また、豚処理施設については、昨年八月に発生した豚熱による豚の移動制限や搬出制限が解除された後の出荷急増に対しても、養豚農家のために通常より受け入れ頭数を拡大して対応していただいと伺っております。

老朽化が進む豚処理施設の改修を早急に行い、「KAKEHASHI」が県内唯一の公設の食肉センターとして今後とも豚肉の安定供給の一翼を担っていただけるようにすることが必要であると考えます。

そこで、佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」についてお伺いたします。

「KAKEHASHI」の処理頭数についてお尋ねをいたします。

昨年は、「KAKEHASHI」牛処理施設の本格稼働や県内での豚熱発生などいろいろあったと思いますが、牛処理施設及び豚処理施設の近年五年間の処理頭数はどうなっているのか、石松課長、よろしくお願いたします。

○石松畜産課長 牛処理施設及び豚処理施設の処理頭数についてお答えします。まず、牛の屠畜処理頭数については、令和元年度が五千三百九十六頭で、その後は五千五百頭から五千頭程度で推移しており、直近の令和五年度は四千九百八十九頭となっております。

次に、豚の屠畜処理頭数については、令和元年度が九万二千三百八十六頭で、その後は九万頭前後で推移しております。直近の令和五年度は九万五百三十七頭となっております。でございます。

以上、お答えします。

○石倉委員 次に、牛処理施設からの輸出に向けた取組についての中で、米国への輸出に向けた取組についてお尋ねをいたします。

牛処理施設は、昨年十二月に米国への輸出認定を取得したところだと聞いておりますが、「KAKEHASHI」では、米国への輸出に向けてどのように取り組んでいるのか。また、輸出開始はいつ頃になるのかお聞きをいたします。

○石松畜産課長 米国への輸出に向けた取組についてお答えします。

昨年末に米国向け輸出施設として認定された後、「KAKEHASHI」の運営主体である一般社団法人佐賀県畜産公社では、認定後に必要であったラベルの承認手続を進め、今年三月に厚生労働省の承認を受けました。また、並行して毎月、厚生労働省の査察を受け、輸出基準の遵守にも継続して取り組まれているところでございます。

また、米国への輸出開始の時期については、現在、「KAKEHASHI」を利用する農業団体において、試験輸出に向けた最終調整が進められているところと聞いております。

以上、お答えします。

○石倉委員 次に、その他の国への輸出に向けた取組についてお尋ねをいたします。

米国以外の国への輸出については、どのように取り組んでいるのかお聞かせを願いたいと思います。

○石松畜産課長 その他の国への輸出に向けた取組についてお答えいたします。米国以外の輸出先としては、今後、和牛の需要拡大が見込まれるEUや、本県からの輸出実績がある国、地域である香港や台湾、シンガポール、フィリピン、ベトナム、タイなどを考えているところでございます。

また、昨年の米国への輸出認定手続を経験し、新たな国や地域への輸出認定を進めていくには、予想以上に畜産公社に負担がかかることが明らかになりました。このため県では、今年四月から県職員一名を畜産公社に派遣し、輸出認定手続をできる限り円滑に進められるようにしているところでございます。

EUをはじめとした他の国や地域の輸出認定についても、準備が整い次第、取得できるように取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○石倉委員⇨石松課長、一緒に努力をしていただいております。ハラル処理もしたかどうかということも当初あったんだけど、チェック機能が非常に厳しいということと、そこまでセンターとしてやるべきなのかということとは、農協とも協議をしていただいて、最終的にはハラル処理はやらないということとで決定され、今に至っておりますから、現状をしっかりと確保しながら、輸出の拡大に向けての対策をぜひ取っていただくようお願いをさせていただきます。

次に、豚処理施設の改修についての中で、豚処理施設の改修計画についてお尋ねをいたします。

県では、牛処理施設の整備とあわせて豚処理施設の改修を計画されておりますが、その内容はどのようになっておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○石松畜産課長⇨豚処理施設の改修計画についてお答えいたします。

豚処理施設については、時代に合った衛生管理が可能となるよう、牛豚兼用であった現施設を豚専用施設として改修する計画でございます。

具体的には、屠畜やカット処理の設備や冷蔵冷凍設備のほか、電気設備や給排水設備、屋根、外壁等の補修や更新を行う予定としております。

なお、これに係る事業費については、牛処理施設等も含めた全体事業費約百三十三億円のうち約六十億円を令和四年二月議会で継続費として提案させていただきます、措置したところでございます。

以上、お答えします。

○石倉委員⇨次に、改修計画の変更に至った経過についてお伺いをいたします。二月議会において、豚処理施設の改修計画の変更と継続費の減額を報告され

ておりますが、計画変更に至った経過はどのようなものなのかお尋ねをいたします。

○石松畜産課長⇨改修計画の変更に至った経緯について御説明させていただきます。

豚処理施設の工事については、食品工場という特殊性や、工場を稼働しながらの工事という困難性を踏まえ、全体を一括して発注し、休日を中心に施工する計画でございました。こうした条件で令和四年十一月に入札を実施しましたが、応札者がなく、不調となったところでございます。

この主な要因としては、食品工場を稼働しながら施工管理を行うことが衛生面から困難であることと、九州での建設需要の高まりにより下請業者の確保が困難であることによるものと考えております。

その後も再入札に向け、設計業者や工事業者による現地確認を行うなど、丁寧に検討を続けてきたところですが、当初の改修内容での一括発注は困難であると判断して計画を変更したものでございます。

以上、お答えします。

○石倉委員⇨それでは、石松課長ね、今後の改修予定についてお聞きをいたします。

豚処理施設の改修については、今後の予定はどのように考えておられるのか。また、稼働しながらの改修ではなく、一旦稼働を停止して工事を行うことが応札者の増加や工期短縮、工事費の縮減につながると考えますが、どうですか、お尋ねをいたします。

○石松畜産課長⇨今後の改修予定について回答いたします。

豚処理施設は、築四十年以上と老朽化が進んでおりまして、安定した稼働を継続するためには一定の改修は必要であるというふうに考えております。

このため、二月議会で御報告しましたとおり、急ぎ改修が必要なものから受

注可能な発注方式について十分に検討した上で適宜予算化し、実施することといたしております。

こうした中、現在も食肉処理施設の設計において、全国の豊富な経験や知見を有する設計コンサルタントに、どういった改修方法があるかなどの意見を求めるなど、検討を続けているところでございます。

また、稼働しながらの改修ではなく、一旦稼働を停止して改修工事を行うことにつきましては、私どもも、受注の可能性を高めることが期待できることから、さきにお答えした再入札に向けた検討の段階において畜産公社とも調整していたところです。しかしながら、その際、畜産公社が隣県の複数の食肉処理施設と調整された中では、数力所に分散させて受入れを依頼した場合であっても、どの施設も現在処理している頭数で手いっぱい、畜産公社に出荷されている豚を一時的にでも受け入れることは困難との回答であったと聞いております。現在のところ、稼働を一旦停止しての工事は非常に難しいものと考えております。

一方で、衛生面に留意しつつ、食品工場を稼働しながら工事することの困難さも、不調となった現状や施工業者との協議を通じまして痛感しているところでございます。

工事の発注方式につきましては、今後改めて石倉委員から御提案のあった稼働を一旦停止する方法も含めまして、受注可能な施工方法をあらゆる方面から十分検討した上で取りまとめたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○石倉委員 御答弁ありがとうございます。これは重要な問題ですけれども、聞き取りの中で方法論について石松課長と何回となく協議をしました。方向性がなかなか出ない、プロセスが出ない。それかというて九万頭の豚処理をしていかなきゃいけない、冷蔵庫はいつ壊れるか分からない。そういうときに、

まず九万頭の豚処理をもう一回、隣県ないし受け入れていただく業者を再度当たって、そして、できれば一旦稼働を停止して、そして建屋、処理機械の発注をやるといふことになれば、課長が言われたように処理機械も注文生産だから半年ぐらいかかるということですから、今の状況では何年かかるか分からんと、ロングランで改修をしていかにいかんということになれば、先が見えない、資金が見えない。こういうことではどうかという感じがしますから、後で部長にはこういうことを踏まえて総括で聞きますけれども、ぜひ佐賀県としてしっかりと農協と、大島会長とも話をしながら、できれば稼働を一旦止めて、九万頭のうちのくらいの頭数を処理したらいいのか、ここはぜひほかの県にもお願いをして、知事もお願いをせんばいかぬと思うんですね。してでも、私は早急に取り組んでいくべきだと。そこがやっぱり政治の世界かも分からんし、農業県佐賀としての立ち位置がそこにあるんじゃないかなという感じがします。なので、ここまでしっかりと、畜産センターの御厨専務たちとも協議をしながら、額に汗して頑張っていたことは評価をしますけれども、今後はもうワンステージ、舞台を変えてしっかりと結果が出るような協議を重ねていただきたいというふうに思いますので、これはお願いします。

それでは、最後になりますが、今年四月に部長になりました島内農林水産部長は、農業土木の技術職であると思えます。先ほど申しましたが、恐らく十五年ぶりぐらいじゃないかなと思います。私は議員になさせていただいて二十一年目ですから、牟田さんぐらいしか私は頭にありませんけれども、しかし、農業県佐賀といえども、「森川海人モリカワウカイヒト」、有明海、林業、農地ですね、ここは農業土木技術が大いに役割を果たすわけですから、そういう意味では今までの経験や知識を持って農政や林業、水産部門にもしっかりと活躍をされてこられたと思います。

そこで、改めて佐賀県農林水産業の振興を含め、部長に着任された島内部長

の思いを聞かせていただき、質問を閉じさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○島内農林水産部長⇨農林水産部長に着任した私の思いということで御質問いただきました。

農林水産業は、本県の基幹産業であり、その振興を図っていくことは、県勢発展のために重要なことであるというふうに考えております。しかしながら、昨今の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の高齢化ですとか、減少に加え、肥料、燃料、飼料、生産資材価格の高騰ですとか労働力不足、さらには気象災害などがございまして、所得は伸び悩んでおり、非常に厳しい状況だというふうに実感しております。

将来にわたって本県の農林水産業を発展させていくためには、何よりも若い農林漁業者が、なりわいとしてやりがいを持てる産業にすることが非常に重要だと考えております。農林水産業を稼ぐ産業にしていくことが非常に重要だというふうに思っております。

委員からお話ししていただいたとおり、私、農業土木職員で、これまで現場で十五年近く農業者の方といるんなお話をして、やれることはやってきたのではないかという自負もございします。これまでのそういった現場での経験を生かしながら、なるべく現場に足を運び、農林漁業者の皆さんの声に耳を傾け、その思いに寄り添いながら、農協、あるいは森林組合、漁協さんなど関係団体の方としっかり連携をしながら、稼ぐ農林水産業の実現を目指し、地域に根差した農林水産業が持続的に発展してまいりますよう取り組んでいく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○酒井委員⇨県民ネットワークの酒井でございます。今回、私は、農林水産商工常任委員会は初めてでございますので、よろしくお願いいたします。

私が今回質問しようと趣旨は、今は農業・農村は本当に厳しい状況にあります。そうした中で県議会議員になって皆さんたちといろいろと議論をしながら、農業・農村を守っていかなくちゃいけないと、そういうふうな気持ちで今回質問させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

食料管理法そのものは、一九九五年に廃止となったんですけれども、このたび、新たに食料・農業・農村基本法が成立いたしました。これからの日本の農業の柱となるだけに注目しております。

食料自給率は、近年、カロリーベースでは、牛肉は三分の一、豚肉は二分の一、鶏肉は三分の二が国内で生産されております。しかし、その一方で餌となる飼料は、輸入に大きく頼り、カロリーベースでは約一〇%まで下がり、飼料に限らず、我々がふだん口にする小麦や大豆などの食料を栽培するために国内の二倍以上の海外の農地が使われております。

自給率を上げるとは、食料安全保障の観点からも重要ですが、将来の見通しは明るくない。三菱総合研究所の推計では、二十六年後の二〇五〇年の農業経営体は、二〇二〇年対比で八〇%減少し、農業産出額は半減となっております。また、人口が約二〇%減ると見込まれており、その分を差し引いても食料が国民に行き渡るのか心配になると、そういうレベルの数字が出ております。

そして、限られた農業従事者で国民の食を守るには、今以上に機械の利用が進んでいくと思います。その動力源は化石燃料であります。AIの活用により省力化が実現できても、動かすには大量の電力消費を伴うと言われ、環境への負荷は増すと思います。そのことに対処する課題は多いが、農産物の安定供給を図るには、農業従事者の確保が何よりも重要になってくると思っております。

そのためにも所得水準の向上が必須です。それには農産物の価格決定権を農業者の側が持てるようにしなければならぬと私は思っております。農林水産

省も価格構造の調査に乗り出しておりますが、農産物の生産を維持できるような政策に生かされるように、今回、農林水産商工常任委員会で質問してまいりますので、執行部の皆さん、前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、一問目に入ります。

食料・農業・農村政策の在り方についてお尋ねをいたします。

農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や高齢化、雇用労働力不足の進行、また、世界情勢の急激な変化に伴う生産資材価格の高騰、さらには、相次ぐ気象災害による農業被害の発生、コロナ禍での食生活の変化に加え、農業におけるスマート化やDX化の進展など、大きく変わってきております。

こうした中であっても、佐賀県の基幹産業である農業が将来にわたり発展し、農家が安心して農業を続けていくためには、収益性の高い品目の導入や、生産拡大を進めるとともに、経営力に優れる担い手の確保・育成に取り組むことで着実に産地の活性化を推進していくことが重要であると思っております。

また、国内外での関心の高まりから、社会の重要な行動規範として浸透しているSDGsや環境保全に資する未利用資源の活用など、持続可能な農業・農村の実現に向けた取組も重要になってくると思っております。

こうしたことから、佐賀県では、収益性の高い品目への転換や新品種、新技術の導入、経営規模の拡大、多角化、効率化、さらには、人づくりや環境に配慮した持続可能な農業技術の導入等により経営力を磨く。また、若い人たちが農業に魅力を感じるような所得水準を、稼ぐ経営体を数多く創出する。また、稼ぐ経営体を見て新たな担い手が確保されていくことで産地や農村が活性化し、佐賀農業が未来へつながるという好循環の拡大に向け、農業者の皆様をはじめ、県民の皆様や市町、農業団体と一体となって、佐賀県農業・農村の振興に取り組みが必要であると私は思っております。

そこで、次の点について伺います。

まず、中山間地域農業対策の推進について伺います。

中山間地域では、ミカンや肉用牛、米など、佐賀県を代表する農産物の産地が形成されており、一方で農地が不整形な上に狭小であり、平坦地域に比べて不利な生産条件となっており、遊休農地が増えております。また、農家の減少や高齢化などにより、農業生産活動や農村地域を維持するための人材を集落や地域の中だけで確保することが難しくなっております。このような状況の中で多くの課題が山積いたしております。

まず、中山間地の発展のため、農業所得の向上に向けた取組の強化、また、将来にわたって守るべき農地や、多様な農地利用等についての話し合いを地域で進めるとともに、農地や農作業の受け皿となる組織づくりを進める必要があると思っております。

そこで、次の点について伺いたい。

まず、どういうふうにして展開をしていくかということでございます。中山間地域農業の対策の展開方向について県ではどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○大走農政企画課長 中山間地域農業対策の展開方向についてお答えします。

中山間地域は、平坦と比べて傾斜地が多いなど、不利な生産条件を抱えていることから、様々な工夫を行いながら、農業・農村を維持、発展させていく必要がございます。

そのためには三つの展開方向としまして、夏場の冷涼な気候など、中山間地域の特色を生かした農業生産による所得の向上、集落での話し合いやビジョンの作成を通じた農地を守る体制づくりの推進、地域内外の多様な人材の活用による活性化に取り組むこととしております。

以上、お答えします。

○酒井委員 二そういうふうな展開の方法ということでございます。

次に、どうしても所得を向上しなければいけませんので、中山間地域の特色を生かした所得向上について県はどのように取り組んでいこうとされておるのか、よろしく願います。

○犬走農政企画課長Ⅱ中山間地域農業の所得向上についてお答えします。

中山間地域において稼ぐ農業を実現するためには、米などの水田農業をベースとしながら、「さが園芸888運動」の展開により、冷涼な気候を生かし、夏場の苗づくりが可能で高単価が見込まれる冬どりタマネギや、出荷時期の違いによる平坦地域から中山間地域にかけてリレー出荷が可能なシンテツポウユリの栽培の拡大、露地ミカンの産地において農作業の繁忙期が異なるシャインマスカットの導入による果樹の複合経営の展開、消費者ニーズの高い「にじゅうまる」やさつまいもといった新規品目の導入などの取組を進めるとともに、「ピーマン栽培と「サガンスギ」の苗木生産とを組み合わせた中山間地域ならではの農業と林業の複合経営などに取り組むことで所得の向上を図っていくこととしております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ所得の向上について県の考え方をお尋ねしました。

次は、どうしてもやっぱり体制づくりが必要じゃないかなと私は思っております。そのためには県民の生活を守る中山間地域の農地を維持する体制づくりが必要だと思しますので、これもどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○犬走農政企画課長Ⅱ農地を維持する体制づくりについてお答えします。

それぞれの地域の実情に応じて農地を維持するためには、地域ぐるみの話し合いを基に、将来にわたって守るべき農地のゾーニングや景観作物の植栽など、多様な農地利用の推進、農地や農作業の受け皿となる農作業受託組織や集落営農組織など、農業生産を維持するための体制づくり、中山間地域等直接支払制

度を活用した農地の維持活動や集落全体でのワイヤーメッシュ設置による地域ぐるみの有害鳥獣対策の推進、効率的な農業生産が行える農地・農業水利施設整備の推進などに取り組んでいくこととしております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ体制づくりは本当に大変であるわけです。その中で一番大事なものは人材育成だと私は思っております。中山間地域を支える多様な人材育成が必須じゃないかと思っております。これに対する県の取組をお尋ねいたします。

○犬走農政企画課長Ⅱ多様な人材育成についてお答えします。

中山間地域では、平坦部に比べて担い手の減少や高齢化が進んでいることから、地域外から移住してもらうことや地域内と地域外の方々協力し合うことも重要と考えております。

そのため、地域外からも新規就農者呼び込めるよう、中山間地域で生産が盛んな果樹や野菜において栽培技術や経営を教えるトレーナーの配置や、研修施設となるミニトレーニングファームの整備ですとか、地域おこし協力隊による地域の魅力づくりや営農活動、あるいは中山間地域と民間企業や大学との協定締結による農作業の支援活動や、農泊、農業体験といったグリーンツーリズムの推進による関係人口や交流人口の創出などに取り組んでいくこととしております。

また、こうした中山間地域の取組を県内外に広く紹介し、多くの方々に関心を持ってもらうことも重要ですので、これまでの取組を事例集として取りまとめ、県のホームページに掲載したり、冊子として配布したりするとともに、中山間地域におけるイベントや作業風景などの情報についてSNS等を活用し、引き続き発信を行っていくこととしております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ人材育成というのは本当に大変でございます。これも直接はなか

なかしにくいと思いますが、県もいろんな形で指導等をしていただきたいと思います。っております。

次に、畜産における飼料自給率向上の取組について伺います。

食料安全保障をめぐる議論が活発化しており、国民生活、また、経済に必要な量の食料を安定的にリーズナブルな価格で調達することが困難になってきております。特に、我が国の農業、畜産業においては、輸入に依存する肥料、飼料をはじめ、多くの農業生産資材価格が高騰する一方で、農畜産物価格の低迷が常態化するなど、かつてない存亡の危機にあります。

グローバリゼーション（貿易自由化）の下で、農業を極限まで外部化してきた日本は、改めて、その脆弱性に気づくべきだと私は思っております。そもそも工業製品に比べて安価で長期保存が難しい食料は、極めて地域限定的な資源であり、地産地消が原則であると思っております。

食料・農業・農村基本法は、食料安全保障について、良質の食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならないとして、そのために国内の農業生産の増大を図ることを基本として、輸入と在庫を適切に組み合わせるとしております。

一方、これまで政府が進めてきたのは、もっぱら輸入拡大であります。企業は、労賃など生産コストの安い途上国に工場を移転し、安価な大量のエネルギーを使って輸送し始めております。その中で、日本は、安価で良質な食料をいくらでも海外から調達することができたが、その代償として、国内農業は衰退し、自給率の低下という形で現れておるのではないかなと思っております。

しかし、この構図は二〇二〇年以降、新型コロナウイルス禍に伴う物流網の寸断、地球温暖化、脱炭素対応に加え、ウクライナ戦争などにより過去のものとなり、工業製品に比べて安価で長期保存が難しい穀物は、極めて地域限定的な資源であり、地産地消が原則である。グローバリゼーション、貿易自由化の下で農業

の外部化を極限まで進めてきた我が国としては、世界の食料市場が一段と不安定化する中、農業の基盤強化に向けた内部からの改革により、いかに食料の安定供給を確保するかが喫緊の課題であると思っております。

食料、種、肥料、飼料などを海外に過度に依存しているのは、国民の命は守れないと思っております。自由化を進めて調達先を増やすのが安全保障のような議論には限界があると私は思っております。

根幹となる長期的、総合的視点が必要ですが、国内の食料生産を維持することは、短期的には輸入農産物より高コストであっても、飢餓を招きかねない不測の事態で命を守るコストを考慮すれば、総合的コストは低いと思っております。

特に、畜産では経費全体に占める飼料費の割合が高く、その飼料の多くは、御存じのとおり、海外に依存しております。畜産で必要とする飼料の全てを国内で賄うことは難しいが、できる限り国内で生産することが重要だと私は思っております。

そこで、県では飼料自給率の向上にどのように取り組んでいこうとされているのかお尋ねいたします。

○石松畜産課長⇨畜産における飼料自給率向上の取組について御回答いたします。

飼料自給率の向上を図るためには、県内での飼料作物の生産や利用を拡大させることが重要と考えております。このため県では、国からの支援が受けられる転作作物として、耕種農家でも栽培に取り組みやすいWCS用稲、これは青刈りして、もみや葉、茎を発酵させて利用する稲のことですが、そのWCS用稲ですとか飼料用米などの作付推進、飼料作物の生産や利用拡大に必要な機械導入に対する支援。また、飼料生産を受託して行う組織、いわゆるコントラクターの活動支援。さらには、本県の気象条件などに適した飼料作物の作付を推進するための栽培ごよみの作成・配布などに取り組んでいるところでございま

す。

特に今年度につきましては、新たな国産濃厚資料として作付が拡大している子実用トウモロコシ、これは実を餌として利用するトウモロコシのことですが、その生産拡大に必要な機械導入に対しても支援を強化して推進しているところでございます。

今後とも、こうした取組を進めまして、できる限り畜産で必要とする飼料の県内での生産利用の拡大を図りまして、飼料自給率の向上を図ってまいります。以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ先ほども申しましたように、国内で自給できるような体制を県でもできるだけ指導していただきたいと思っております。

次は、スマート農業の活用についてお尋ねをいたします。

日本の農業における大きな課題は、労働力不足の深刻さであります。全国的基幹的農業従事者数は、二〇一五年から二〇二〇年までの五年間で二二・四％減になっております。平均年齢は〇・八歳上がって六七・八歳となり、日本社会の少子・高齢化や人口減少の将来動向を踏まえれば、この労働力不足は、今後さらに深刻化することが予想されます。若手の新規就農者を増やすことは、日本農業の喫緊の課題と思っております。

それに加えて、二〇二〇年からのコロナ禍では、労働力不足を補うために来ていた外国人の技能実習生などが来日できなくなると人手不足が加速し、農業の生産性はさらに落ち込んでおります。

そして、コロナ禍からの世界的な需要回復によって物価が上がりがつつあったところに、ロシアのウクライナ侵攻が起き、原油などのエネルギー価格や、小麦などの食料・飼料価格が急騰し、日本の場合には歴史的な円安がこれに追い打ちをかけました。この物価の高騰は、中国などの新興国の需要拡大も要因の一つであります。経済的には大国になった中国は、膨大な食料等を輸入しており、

既に日本は買い負けしている状況であり、こうした原材料費等の高騰は、農業経営に大きな影響を及ぼすとともに、食料の海外依存が高い日本では、食料安全保障が改めて問われる事態となっております。

また、農業を取り巻く環境として、世界中で豪雨や洪水、干ばつ、砂漠化など、地球温暖化や気候変動の影響が深刻化する中で、脱炭素化や環境負荷の低減も大きな課題となっております。

日本では、農業従事者の減少の一方、農地の集約化は進んでいて大規模経営は増えていきます。また、人口減少で縮小していく国内市場から踏み出し、国際競争力を確保する必要があると思っております。そのためには農業の構造改革とあわせて革新的な技術開発により、農産物の品質向上や生産コストの削減を図り、高い生産性の下でおいしいものをつくれる強い農業のシステムを構築していかなければならないと思っております。

スマート農業による自動化や省力化は、こうした労働力不足や生産コストの削減、さらには、環境負荷の低減という問題を解決するツールになります。こうした自動化技術は、人手不足が深刻な中山間地域にこそ必要になってくると思っております。

そこで、次の点について伺います。

まず、展開の方向についてお尋ねいたします。

スマート農業の展開方向についてどのように考えているのかお尋ねいたします。農政企画課長にお願いします。

○犬走農政企画課長Ⅱスマート農業の展開方向についてお答えします。

ICTやロボット等の先端技術を活用したスマート農業につきましては、その導入により農作業の大幅な省力化や収量の飛躍的な向上などが期待されることから、本県農業が直面している担い手の高齢化や減少、労働力不足といった課題を解決するための一つの有効な手段として推進していく必要があると考え

ております。

そのような中、スマート農業の技術につきましては、国の試験研究機関や製造メーカーにおいて日進月歩で開発が進んでおり、対象となる品目や農作業ごとに開発段階のものから普及実用化段階のものまで多岐にわたっております。

そのため最新の情報をしっかりと収集・把握し、本県農業の課題解決につながる技術につきましては、県の試験研究機関での実証試験や現場に応じた技術への改良などに取り組みとともに、普及が見込まれる技術につきましては、費用対効果を見ながら現場への導入を進めていくこととしております。

以上、お答えします。

○酒井委員⇨展開の方向については分かりましたけれども、具体的な取組をどういうふうに進めていこうと思われているのかお尋ねいたします。

○犬走農政企画課長⇨スマート農業の具体的な取組についてお答えします。

まず、県内の試験研究機関での開発、あるいは普及に向けて実施しているもののうち、収量や品質向上の対策としまして、施設園芸においてハウス内の環境データを分析し、収量や品質を最大化させるために必要な栽培管理の助言等を自動的に行うシステムの開発ですとか、中山間地域等の露地ミカン栽培において、ドローンで撮影した画像の解析により、水分ストレスを把握することで糖度の高い果実を誰でも安定的に生産することができる技術の開発などに取り組んでいるところでございます。

また、労働力不足の対策としまして、果樹や露地野菜でのドローンを活用した防除の実証ですとか、AIを活用した肉用牛の発情検知や、分娩予測技術の実証などに取り組んでいるところでございます。

さらに、水稻の防除用ドローンにつきましては、既に普及段階にあり、担い手不足が大きな課題となっている中山間地域の農作業受託組織等において、県単独事業で補助率をかさ上げして導入を支援しているところでございます。

こうしたスマート農業の開発や普及により、さらなる省力化を図っていくとともに、経験や勘を頼りにすることの多い農作業を新規就農者やパートタイムの作業員の方も可能にしていくことなどで、稼ぐ農業の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○酒井委員⇨中山間地域のそういうふうな展開、また、具体的な取組等をこれから農家の方あたりにもどんどん指導してやっていただきたいと思っております。

次は、四問目でございます。

広がりつつある農福連携についてお尋ねいたします。

農村地域では、農業者の高齢化や労働力の不足は深刻化する一方であり、今後も、農作業を通じた農業者と障害福祉サービス事業所との結びつきは、大きく増加すると思われる。特に、雇用を行う大規模な農業経営ほど農福連携を利用する割合が高くなると思っております。障害者の働く場、居場所づくりのための取組であった農福連携が、今や農業の担い手の経営を支える大事な機能を果たしつつあります。

そこで、次の点について伺います。

まず、農福連携の取組の現状と課題はどのようになっておられるのかお尋ねいたします。

○佐伯農業経営課長⇨農福連携の取組の現状と課題についてお答えいたします。まず、現状についてですが、本県では、令和三年十月に農業・福祉の関係団体とともに、佐賀県農福連携推進連絡会議を立ち上げております。この連絡会議の立ち上げ以降、農福連携の取組を強力に推進しているところでございます。

令和四年度からは、農業と福祉のそれぞれの分野に農福連携コーディネーターを一名ずつ配置し、農業者、障害者に寄り添いながら、丁寧なマッチングを

進めております。

加えまして、県の普及指導員やJA職員など、農家と福祉事業所の間立ち調整を行う中間支援者の育成や、農福連携の普及啓発を行うマルシェやセミナーの開催などにも取り組んでまいりました。

また、地域単位でも県の動きに呼応するように取組が活性化しております。地域で農福連携を推進する協議会が、以前は佐賀北部一地区だったものが、令和四年には佐城地区で、また、令和五年には唐津市でも設置されるなど、広がりを見せてきております。

このような取組の結果、農福連携の取組は年々拡大しております。令和三年に二十五件だったマッチング件数が、令和五年度には六十七件と大きく伸びているところでございます。

一方で、取組が普及してきたことで見えてきた課題もございます。一つには、マッチングに不可欠な農福連携に精通した専門人材や中間支援者が不足してきたことが挙げられます。また、不慣れな農作業に対する不安などから、農福連携に踏み出せない福祉事業所もあります。農家のニーズはございますが、農業に取り組む福祉作業所が少ない地域では、マッチングに至らないと、そういったケースもございます。こういった課題も明らかになってきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ先ほど言われましたように、いろんな課題が出てきました。そうした中で、その課題を克服するためにどのように取り組んでいこうとされているのかお尋ねいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ今後の取組、課題への対応についてお答えいたします。

先ほどの課題への対応として、まず、専門人材や中間支援者の不足への対応につきましては、農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする農業版ジヨ

ブーチの育成研修を本年十一月に佐賀県で初めて開催いたします。

また、地域の農福連携推進協議会を対象とした中間支援者の育成やスキルアップ研修の強化にも取り組んでまいります。

次に、農福連携に新たに取り組む福祉作業所を増やしていくといった課題への対応として、マルシェやセミナーの開催に加えまして、福祉作業所への個別訪問、説明会等でのさらなる啓発や情報提供などにも取り組むこととしております。

先日、私も新たに農福連携を検討されている唐津市のコネギ農家で行われた見学会に参加してまいりました。農家の方は、非常に丁寧にかかる調整作業を障害者の方に指導されておりました。また、支援者の方、そして障害者の方も懸命に作業にチャレンジされておまして、皆さん、笑顔の中で生き生きと作業されている様子を見ることができまして、改めて農福連携の様々な可能性を感じたところでございます。

引き続き、農業と福祉それぞれの現場の声を丁寧に聞きながら、一つ一つ課題を解決していくことで、さらに農福連携が広がっていくようにしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ私もこの前、四月号の県民だよりで読ませていただきました。 (実物を示す) 頑張っているんだなということを感じたいしております。これから先は農業の後継者不足を障害者の方に頼ると言うたらおかしいですけども、お互いに連携して、農業後継者がどんどんと増えていくように県も頑張っているのだと思います。

○古川委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開します。

午前十一時五十七分 休憩

午後一時零分 開議

○古川委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○酒井委員Ⅱ次は、唐津市、玄海町の農村政策の重点項目と具体的な取組についてお尋ねいたします。

私の選挙区が唐津市・玄海町でございますので、今までは佐賀県の一般的なことでお尋ねしましたが、地元のことを、課題とか多くありますので、そういう観点で具体的に質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

唐津・東松浦地域は、県の北西部に位置し、ハウスみかん、イチゴ、コネギ、キュウリ、アスパラガス、花卉などの施設園芸や、露地ミカン、タマネギ、葉たばこなどの露地園芸が盛んで、県内を代表する園芸産地を形成いたしております。また、県内最大の畜産地帯として肉用牛生産が盛んであり、国内外で高い評価を受けている高級ブランド「佐賀牛[®]」の最大の生産地となっております。

また、「上場こしひかり」に代表される実需者ニーズに応じた売れる米づくりから早くから取り組み、「逢地さがびより」や「天川こしひかり」など、地域ブランド米の産地にもなっております。

地域の課題といたしましては、営農条件が厳しい中山間地が多いことや、高齢化の進行などを理由に農業従事者が減少し、農業産出額も伸び悩んでおりますことから、担い手の確保を最優先に取り組みが必要があると思っております。

それから、県内最大の畑地帯である上場地域は、昭和四十八年度から実施された上場開発事業により、一時は県内でもトップクラスの農業地帯に発展したものの、近年では、担い手の高齢化や減少で露地野菜などの生産面積が年々減少いたしております。露地野菜の新たな栽培者を確保・育成して生産拡大を図る必要があると思っております。

また、「佐賀牛[®]」の素となる肥育素牛については、六割強を県外から導入していることから、県内自給率を向上することで生産基盤の強化に取り組む必要があると思っております。

そこで、唐津・東松浦地域の取組について伺います。

まず、新規就農者の確保についてです。

次世代の農業を担う新規就農者の確保にどのように取り組んでいくのか伺います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ唐津・東松浦地域における新規就農者の確保についてお答えいたします。

唐津・東松浦地域では、新規就農者の確保に向けまして、令和三年頃から、JAからつや生産部会、唐津市、玄海町、また、東松浦農業振興センターが連携しながら、独自に唐津版アグリ・トレーニングという仕組みを開始しております。

その中では、就農啓発セミナーの開催による就農希望者の呼び込み、JAの生産部会で選定されましたトレーナーの下での研修の実施、さらには、農地・中古ハウスの取得支援などに取り組みされているところでございます。この結果、これまでにこの仕組みを活用して八名の方が就農されております。

また、畜産では、令和五年六月に稼働を開始した「JAからつ佐賀牛いろはファーム」において、繁殖牛の研修受け入れ体制を整備されているところであります。

さらに、唐津地区では、県が昨年度から始めましたトレーナー農家の近くの小規模なハウスを整備しまして、トレーナーの指導の下、就農希望者の研修を行うミニトレーニングファームの仕組みにいち早く取り組まれております。令和五年度には、イチゴ、アスパラガスの二品目でハウスを整備し、既に研修が開始されているところであります。今年度、令和六年度につきましても、キュ

ウリと施設中晩柑の二品目のハウスの整備を予定されているところでございます。

このほかにも農業士の方々の御協力の下、地元の唐津南高等学校の生徒を対象に、先進農家の圃場視察や意見交換、そういうことを行うツアーを企画いたしました。将来、地域を担う若者の掘り起こしにも取り組んでいるところでございます。

唐津・東松浦地域の農業が持続的に発展していくためには、新規就農者の確保は、最優先事項の一つであるため、関係者、関係機関と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員「さつき言われましたように、新規就農者ということ、「まつら」という新聞ですかね、実物を示す）普及センターでこういうふうな若者を集めていると研修をさせていただいておりますので、本当にありがたく思っております。

次は、露地野菜の生産拡大についてです。

露地野菜の生産を拡大するためにはどのような取組をするのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長「露地野菜の生産拡大についてお答えいたします。

露地野菜の生産を拡大するためには、新たな栽培者の確保や一戸当たりの栽培面積、作付規模の拡大を図っていくことが必要と考えております。

このため、唐津・東松浦地域におきましては、タマネギ、サツマイモ、根深ネギ、カボチャを推進品目としまして、既存の個別経営体や葉たばこの廃作者、あるいは集落営農組織、企業・法人など、幅広い経営体を対象に、新規栽培者啓発セミナーを開催するとともに、展示圃の設置とか栽培技術研修会を開催するなどして新規栽培者を確保していくこととしております。

また、露地野菜が、より大きな規模で作付されるためには、やっぱり省力化機械の導入が有効でありますことから、タマネギ、サツマイモの定植機や収穫機の実演会の開催、あと県単独事業での機械の導入支援を行うなどして省力化機械の普及拡大を推進し、一戸当たりの作付規模の拡大を図っていくこととしております。

こうした取組によりまして唐津・東松浦地域における露地野菜の生産拡大を推進してまいります。

以上、お答えします。

○酒井委員「ありがとうございます。

次は、「佐賀牛®」の生産基盤の強化についてです。

「佐賀牛®」の生産基盤を強化するためにどのような取組をされておられるのかお尋ねいたします。

○石松畜産課長「佐賀牛®」の生産基盤の強化についてお答えいたします。

「佐賀牛®」の生産基盤の強化を図るためには、委員から御提案がありましてとおり、「佐賀牛®」の素となる肥育素牛の県内での生産を拡大していくことが重要と考えております。

このため、県では優良な繁殖雌牛の導入や牛舎などの施設整備の推進、繁殖農家の規模拡大や繁殖肥育一貫経営農家の取組推進、肥育素牛の生産拠点となるキャトルステーション、ブリーディングステーションの整備推進に取り組んでいるところでございます。

こうした中、「佐賀牛®」の主産地である唐津・玄海地域においては、JAからつが県内の他地域に先駆けて平成二十三年にキャトルステーションを整備されました。これは繁殖農家から年間約千百頭の子牛を預かって農家に代わって育てる施設です。また、それに加えて令和五年六月には、国内最大級のブリーディングステーション「佐賀牛いろはファーム」が稼働を開始しました。

ここでは約二百五十頭の繁殖雌牛を飼って年間約百六十頭の子牛を供給する計画としております。県では、これらの施設整備や繁殖雌牛の導入、また、技術面での支援行ってきたところがございます。

今後、こうした取組を生産者をはじめ、関係団体など一体となって進め、唐津・東松浦地域における「佐賀牛®」の生産基盤の強化を図ってまいります。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。キャトルステーションには県でも力を入れていただいて本場にありがとうございます。

次は、野生イノシシの豚熱防止対策についてお尋ねいたします。

県では、唐津市東山で五月三十日と六月三日に、猟友会の協力により捕獲した野生イノシシを六月四日に定期検査でPCR検査したところ、二頭とも陽性だったことから、国に検体を送り、さらに詳しい遺伝子検査をした結果、六月六日に豚熱感染が確定し、これを受けて県は対策本部会議を開き、今後の対応を確認しました。

その後、県は猟友会の協力を得て、捕獲地点の野生個体の検査頭数を増やすほか、家畜保健衛生所での定期検査の回数を週一回から週二回に強化するとともに、捕獲地点の消毒は四日に実施するなど、速やかな対応を行ってきたことですが、国や県では野生イノシシの豚熱対策に今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○山浦生産者支援課長Ⅱ野生イノシシの豚熱防止対策の今後の取組についてお答えします。

野生イノシシでの豚熱確認後、県では、先ほど委員からお話がありましたとおり、イノシシの豚熱感染の監視を強化するため、検査の頻度を増やすとともに、豚熱ウイルスの拡散を防止するため、市町や猟友会に対し、イノシシ捕獲時の狩猟器具や車両等の消毒徹底の周知や、豚熱が確認された周辺で捕獲し

たイノシシ肉の市場流通の自粛要請を行いました。

また、六月七日に国から経口ワクチン散布推奨地域に指定されたことを受けて、豚熱に感染したイノシシが発見された場所から半径十キロ圏内において、六月十三日と十四日の両日、経口ワクチンの緊急散布を行ったところがございます。

なお、六月十九日に改めて県職員が散布場所に出向き、イノシシが経口ワクチンを食べたことを確認しております。

今後は、一回目に散布した場所を中心に、七月中旬に二回目の経口ワクチンの散布を行い、その後は春と秋の年二回、定期散布を実施していく予定としております。

また、イノシシの豚熱感染状況の監視、いわゆるサーベイランスについては、国から六月から九月までの期間について、毎月六十頭以上を目標に検査を強化するよう要請されていることから、特に豚熱の感染が確認された地点から半径十キロ圏内の検査を強化しており、その結果、昨日、監視を強化している地区で二例のイノシシの豚熱感染を確認したところがございます。

今後も、イノシシへの豚熱感染状況の監視強化を継続し、国はもとより、市町や猟友会と一体となって野生イノシシへの豚熱感染拡大の防止に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ本当にお疲れ様でございます。大変ですもんね、これね。急に出てきて、今回もすばやく対応していただきまして本場にありがとうございます。

最後に、地域計画と農地中間管理事業についてお尋ねいたします。

農地中間管理事業は、本県では佐賀県農業公社になりますが、農地中間管理機構が農地を賃借することにより、担い手農家に農地の集積・集約化を行う国の制度として平成二十六年からスタートしました。

令和五年四月一日に、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、市町が地域計画を策定し、この地域計画に基づいて農地の貸借を行うようになります。

県内の各市町では、令和七年三月三十一日までに、この地域計画が策定、公告され、令和七年四月以降の農地の貸借は、農地法第三条許可による方法は引き続き利用可能ですが、農地中間管理事業に一本化されます。

農業従事者が減少する中、地域の話し合いにより今後の農地の在り方を見える化する地域計画の策定や、今後の農地の集積や集約を進める農地中間管理事業は、ますます重要になると思っております。

そこで、次の点について伺います。

地域計画の概要についてでございます。

各市町が令和七年三月三十一日までに策定すべき地域計画とはどのような内容か、農業経営課長にお尋ねいたします。

○佐伯農業経営課長 地域計画の概要についてお答えいたします。

地域計画は、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望を示した十年後の地域農業の設計図でございます。市町が農業者の皆様方との話し合いの結果を踏まえ策定するものとなっております。

その内容につきましては、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、具体的には担い手への集積・集約の目標であったりとか、担い手ごとに利用する農用地を図示した地図、いわゆる目標地図を作成する、こういった内容となっております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員 次に、地域計画策定の進捗状況についてお尋ねいたします。

地域計画策定後、農地の貸借については、地域計画に基づいた貸借に変更されることですが、地域計画策定の進捗状況はどのようになっておられるのかお

尋ねします。

○佐伯農業経営課長 地域計画策定の進捗状況についてお答えいたします。

現在、県内全ての市町において地域計画の策定に取り組んでいただいております。四百六十三の地域で策定が予定されているところです。

地域計画の策定手順を大きく四つの段階に区分し、先ほど申し上げました四百六十三地域の令和六年三月末現在における進捗状況をご説明いたしますと、まず第一段階といたしまして、農業者へのアンケートなどによりまして、農地の意向把握を今行っている、もしくは意向把握は終わっていると、そういった地域が三百八十四地域、全体の八三％となっております。

そこからさらに、その段階を経て第二段階といたしまして、アンケート結果などに基づき目標地図の素案を作成したり、農業者等によりまして地域での協議まで進んでいる地域が二百四十九地域、全体の五四％です。先ほどの第一段階が八三％でしたから、それからさらに、そのうちの五四％が先に進んでいるという状況になります。

さらに進んで第三段階、協議の結果を踏まえまして地域計画の案を作成している地域が十五地域、全体の三％です。

そして、第四段階、地域計画を策定し、公告まで終了している地域が三地域、全体の一％となっております。

一部の地域では遅れているというところも実際見受けられますが、全地域で令和七年三月までには策定されるというふうに見込んでおります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員 ありがとうございます。地域計画策定の進捗状況は、今、報告がありましたようなことで、本当にありがとうございます。

それでは、農地中間管理事業のメリットについて、今回の手数料導入により、農家は新たな負担を強いられることになるわけですが、手数料を負担し

でも農地中間管理事業を活用するメリットはどこにあるのかお尋ねします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ農地の出し手のメリットについてお答えいたします。

農地の出し手、所有者のメリットといたしましては、農地を貸す相手、いわゆる契約相手が公益社団法人として県が認定している農業公社になります。そういうことで所有者の方も非常に安心感があるということ。また、賃料は毎年十二月下旬に農業公社から確実に所有者の方に振り込まれるということが挙げられます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ今のことは出し手のメリットでありましたけれども、今度は農地の受け手、耕作者のメリットは具体的にどのようなものかお尋ねします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ農地の受け手、いわゆる耕作者のメリットについてお答えいたします。

農地の受け手、耕作者のメリットとしては、複数の所有者の方から農地を借りている場合でも、全ての賃料を農業公社に一括して支払えばいいということ、支払いの手間を省くことができるという事務的なメリットがございます。また、それぞれの所有者に支払う振込手数料につきましても、農業公社が負担するということで不要であるということもございます。こういったことがメリットとして挙げられます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱそれぞれメリット、デメリットがあるわけでございます。

それでは、今後の県の対応についてお尋ねをいたします。

今後、農業公社の業務量は増加していくことが想定されるわけですが、そうした中で農業公社の健全な経営が維持され、農地中間管理事業が適切に実施されていくことが重要と考えております。それを含めて県はどのように対応していこうと考えておられるのかお尋ねします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ今後の県の対応についてお答えいたします。

農業公社が行う農地中間管理事業の手續や賃料の支払いなどの業務が一本化されることに伴いまして、数年後には三倍から四倍に増加にする、そういった見込みを立てております。

業務量増加に対応していくためには、国の予算の増額が必要でございます。県では、これまでも国に対しまして予算の確保の働きかけを行ってまいりました。先月、五月にも政府提案の中で行ってまいりましたが、今後も機会あるごとに働きかけを行っていきたいと考えております。

また、手数料を徴収されることへの農家の不安や疑問に対しまして、これまでも農業委員会の研修などで説明、また、市町などの窓口でのチラシの配布、市町や農業委員会の広報誌への掲載など周知を図ってきたところでございますが、引き続き、農業公社と一緒に丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

今後、農業従事者が減少していくことが確実となっている中、農地中間管理事業の機能が安定して発揮され、担い手への農地の集積・集約が進んでいきますように、農業者をはじめ、市町、農業委員会など関係者の声も聞きながら、県としてしっかりと対応してまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱこれについては県の対応としては大変だと思えます。例えば、%の負担が両方、貸し手、借り手についても出てきます。それから、今まで農業委員さんがやっておられたのを、なんで今度は県のほうですつとかと、私の仕事はなかとか、それから、農家と農業委員さんとの密接な関係とか、そういうことが希薄になっていくんじゃないかなと私は懸念いたしておりますので、その辺が丸くいくように周知をよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○八谷委員 自民党の八谷です。本日は四項目について通告しておりますので、順次質問をまいります。

まず一項目めは、水田農業の振興についてです。

あえて水田農業と特別にいたしましたのは、今後の米づくりを誰が担うのかということを私は一番心配しております。先ほど、石倉委員さん、酒井委員さんもそうですけど、地域計画の策定がありますけれども、第二段階で五四%、これから先、第三段階、第四段階に行く段階がいかに厳しいかということ地域では言われております。これから五年先、とんでもなか、三年先のことすら分からんばいというふうなことを言われておまして、今、農地を誰が守るかということを一番心配しているわけでございます。

今回改正されました食料・農業・農村基本法におきましても、地域社会の維持ということがしつかりとうたわれて入りました。これからの農村社会を守っていくのは一体誰かという疑問を持っております。

また、今年度の農業白書におきましても、水田農業の持続的な発展には担い手の育成・確保が重要とされておまして、多様な農業人材をいかに確保するかが問われております。

県におきましても、さきの一般質問での部長答弁にありましたように、土地利用型の農業の復活には、担い手の育成と省力化を進めていくことが必要と答弁をされております。本県では、多くの水田で圃場整備が実施済みであり、大規模な共同乾燥施設を活用して、米や麦、大豆を中心とした生産性の高い水田農業が展開されております。しかしながら、生産者の高齢化が進む中で、地域の水田農業の担い手不足が深刻さを増しており、県では、先ほどお話がありました農業公社や農地中間管理機構が担い手への農地集積・集約を推進するとともに、米、麦、大豆栽培の低コスト化や省力化を一層進めていくこととされております。

担い手であります基幹的農業従事者数の減少は、佐賀県ばかりでなく、全国でも二〇二三年で百六万人と、二十一年間でほぼ半分となっております。平均年齢も七十歳に迫り、さらに今後二十一年間では、現在の約三分の一まで減少するとの試算もあります。私も省力化と担い手育成には早急に取り組まなければならないと考えております。

一方、麦と大豆につきましては、いずれも全国トップクラス、特に二条大麦は栃木県と並んでナンバーワンを誇っているところでございますが、その産地として実需者から高い評価を得ておりますものの、収量が低い状況が続いていることから、昨年度までに収量向上に向けた「佐賀段階 麦・大豆一トンどりプロジェクト」に取り組み、麦と大豆を合わせて十アール当たり一トンの収量を目指していたと認識しております。このプロジェクトの実施もあって、麦ではここ数年安定生産が続き、一定の成果が出ていると思っておりますけれども、大豆では収量の向上があまり見られていないのではないかと感じております。

そこでまず、省力化についてお伺いをいたします。
水稲の直播栽培の普及状況、いわゆる直まきの状況についてお伺いをいたします。

麦の収穫に続きまして、佐賀の平野部におきまして、今、田植え真っ盛りのところ、田植えが大分済んだところがありますけれども、これまでに苗づくり、苗運び、苗箱の後片づけ等、本当に多大な労力が費やされていると思えます。水稲の省力化技術として、いわゆる直播栽培を進めていくべきであるとは私考えておりますが、本県における直播栽培の作付面積はどのように推移しているのかお尋ねをいたします。

○川崎園芸農産課長 水稲の直播栽培の普及状況についてお答えします。

本県の主食用米の直播栽培面積は、年次により変動が大きいですが、直近十年間の動きを五年ごとに見ますと、平成二十五年は七十一ヘクタール、平成三

十年は六十九ヘクタール、令和五年産では五十一ヘクタールとなっております。
以上、お答えします。

○八谷委員Ⅱ直播栽培については、県では思ったほど普及しておりません。この直播栽培の課題はどんなことが考えられるのかお尋ねします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ直播栽培の課題についてお答えいたします。

直播には、乾いた田んぼに種もみをまきます乾田直播、それと代かきをした後の田んぼに種もみをまきます湛水直播がございまして、二つの技術、共通の課題のほか、それぞれの技術での課題がございまして。

まず、共通の課題としましては、播種後の発芽や苗立ちが不安定であること、雑草の発生が多くなること、また、田植えを行う移植栽培と異なり、トビイロウンカに有効な箱処理剤が使用できないということで虫の被害を受けやすいことなどがあります。

また、それぞれの技術の課題としましては、乾田直播では、代かきをしないため、水を入れたときの漏水が懸念されることがあります。それと、湛水直播では、苗立ち後にスクリミングガイ、いわゆるジャンボタニシですが、この被害を受けやすいことなどが挙げられております。

以上、お答えします。

○八谷委員Ⅱそれぞれに問題があつて、トビイロウンカの被害、あるいはジャンボタニシの被害、ジャンボタニシは今年は特に三倍強ということもあつて戦々恐々としているところでございます。

今後の取組についてお尋ねいたしますが、現在、農業大学校では、ドローンを活用した湛水直播、あるいは藤津の農業振興センターでは乾田直販の試験導入をされております。また、ほかの県でも、たくさんそれぞれされております。熊本県、宮城県では乾田直まき、福岡県ではジャンボタニシ対策と省力化から畝立てをした直まき、島根県ではボートを使った直まきが、それぞれの地域で、

いろんな直まき栽培がされております。これからの水田農業の省力化の一丁目一番地と思われる直播栽培の普及拡大を図るため、県では今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ今後の取り組についてお答えします。

直播栽培については、育苗や田植え作業がなくて大幅な省力化が可能となる技術でありますことから、さらなる普及を図っていくことが必要でありますし、そのためにも先ほど挙げました課題を一つずつ解決していくことが重要であると考えております。

まず、先ほど挙げた中の播種後の生育などの課題に対しましては、発芽や苗立ちの改善が図られる新たな種子コーティング処理剤だとか、直播後の雑草防除に使える新たな登録農薬、こういったものが開発されておりまして、現地での実証も含めて効果も確認できているということですので、県では、これらの普及を推進していくこととしております。

また、トビイロウンカの被害防止につきましては、これも種子をコーティングする薬剤が新たに開発されております。この薬剤について現地試験を実施しまして、その効果をまず確認していくこととしております。

それと、先ほど挙げた中で技術別の課題がございましたけれども、乾田直播の漏水対策につきましては、新たな技術として播種後にローラーによる鎮圧を行うことで漏水を防ぐ新技術も導入されております。

また、湛水直播のスクリミングガイ対策、ジャンボタニシ対策としまして、田んぼにジャンボタニシが多くなるという状態が一番好ましくないので、そういったものに対しては前年の乾田化により貝の密度が低下していきます前年の大豆作の後に湛水直播をやるということと栽培を推進していきたいと考えております。

こうした取組により直播栽培の普及拡大を図ってまいりたいと考えております。

す。

以上、お答えします。

○八谷委員Ⅱ直播については、様々な技術開発が行われておるということでございます。特にジャンボタニシについては、前年の乾田化、これは大豆の三年ローテーションの中で非常にうまくいつている地域もありますので、そういったことと薬剤と関連させながら、いろんな試験、試行錯誤しながら、ぜひとも進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

次に、大豆の収量向上についてお尋ねいたします。

県内では、大豆の品種としてフクユタカが多く栽培されておりまして、県内外の実需者から高い評価を得ております。現実に私も豆腐については非常にいいという評判を聞いておりました。ただ、今、国立農研機構におきましては、「フクユタカ」よりもっと収量が多く取れる新品种が開発されていると聞いておりまして、私は、新しい品種へ転換することも収量向上の一つの方法ではないかと考えています。

まず、麦・大豆一トンドりプロジェクトの実績についてお尋ねいたします。

県では、「佐賀段階 麦・大豆一トンドりプロジェクト」に取り組んでこられましたけれども、これまでの大豆の取組実績はどのようになっていのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ麦・大豆一トンドりプロジェクトの実績についてお答えします。

県では、J Aと連携しまして平成二十八年度から昨年度まで麦・大豆の収量向上のためのプロジェクトに取り組んできたところでございます。

その中で大豆につきましては、七月上旬に雨が多く、適期に播種ができていないことなどが収量低下の主な要因であったということもありまして、本プロジェクトにおいては、降雨後に速やかに機械作業ができますよう、水田の畦

畔の内側に排水を促すための溝を掘ります、いわゆる額縁明渠の整備だとか、播種する部分を浅く耕すことで播種適期の排水性の向上だとか、播種後の乾燥時にも土壌水分の確保が可能となります部分浅耕播種技術というものがございしますが、この導入などをプロジェクトの中で推進してきたところです。その結果、これらの取組が広く普及するとともに、基本管理の徹底も図られてきたと感じているところでございます。

以上、お答えします。

○八谷委員Ⅱ麦はいくらか収量があったと思いますけれども、特に大豆の収量減が、フクユタカで非常に減があるんじゃないかということ、それに大粒が非常に少なくなってきたのではないかと感じておりますけれども、その原因は品種によるものもあるのではと考えております。先ほど申し上げました国立農研機構が、多収性が期待できる新品种として「そらたかく」、「そらひびき」、「そらみのり」、「そらみずき」を開発して、九州から東北までの各産地に普及させる考えとされております。難裂莢性ととともに、フクユタカに比べて約五五%の増収が見込まれる品種もあるとのことでございます。

フクユタカに代わる新品种を導入する必要があると思いますが、どう思われるのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ大豆の新品种の導入についてお答えします。

現在、県内のほとんどにおいて昭和五十五年に導入されました「フクユタカ」が栽培されておりまして、昨年度は久しぶりに十アール当たりの収量が二百キログラムを超えましたが、委員御指摘のとおり、ここ数年は収量が低迷しているところでございます。

そうした中、最近、先ほど委員からも御紹介がありましたように、国の研究機関においては、フクユタカに比べて多収の品種だとか、品種登録前の有望な系統が開発されております。

県では、これらの品種や系統を用いて、先ほど御紹介のあった品種の中でも「そらみのり」などを本県で実際に栽培した場合に収量がどうなるかということの確認をする現地栽培試験を行っているところでございます。これまでの実績では、フクユタカに比べて高い収量性が見られたところでもあります。

あと、今年度は、豆腐などの加工適正の実需者評価を行うこととしておりまして、こうした取組を経て、フクユタカに代わる本県に適した多収の新品種を選択、設定しまして普及させたいと考えております。

以上、お答えします。

○八谷委員⇨本県のフクユタカは、先ほども申し上げましたように、実需者からは評判が非常にいいわけですが、生産者にとりましては、やはり収量が減っておるといふふうなことから、何とか収量向上に向けた対策を取ってほしいということでございます。

以上、直播による水稲作の省力化と大豆の品種改良について尋ねました。農業の生産現場は、いずれも非常に厳しい状況にありますけれども、明るい話題で農業が盛んになり、農村集落が守れるような取組をお願いをしておきます。

続きまして、林業の振興についてお尋ねをいたします。

県内では、戦後に植林された杉やヒノキの人工林が、長い年月をかけて育成され、その多くが伐採期を迎えていると考えております。特に、脊振山系では、明治期に国有林約三千ヘクタールの払い下げを受けて全国有数の村有林を持つ村づくりを成し遂げられました徳川権七翁の活躍に代表されるように、植林が盛んに行われてまいりました。

このように先人から受け継いだ佐賀県の山の豊富な森林資源を生かして、これまで以上に山から杉やヒノキの木材を生産することが重要であると思っております。

発展途上国における森林伐採は、畑地開発などによる環境破壊が問題視されております。しかし、むしろ国内では針葉樹林の伐採による森林の新陳代謝を

図る必要があると考えております。世界の森林破壊は、東京ドームの約百万個分相当の四千七百万ヘクタールが消失しているとの報告もあっておりまして、日本学術会議の試算によりますと、この森林には七十兆円の価値があり、CO₂換算で全家庭から排出される二割に相当するということで、年間四千五百七十万トンの吸収能力が失われているとも言われております。

二〇二三年度の森林・林業白書によりますと、国内森林の約四割を占める人工林、そのうち約六割が伐採期を迎えた樹齢五十年を越えているとのことで、この木を利用して花粉の少ない杉への植え替えを加速するとされております。花粉の少ない杉苗木の生産は、十年前に比べて十倍に増えて、ヒノキでも同様に開発が進んでいるとのことでもあります。

そこでまず、森林資源の現状についてお尋ねいたしますが、佐賀県の森林の中で国が所有する国有林と個人等が所有する民有林はどのくらいあるのか。また、民有林のうちの人工林の面積はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○永守林業課長⇨森林面積についてお答えいたします。

佐賀県の県土面積二十四万ヘクタールのうち、森林は十一万ヘクタールでございますまして、県土の四五%を占めております。

森林のうち、国が所有いたします国有林は一万六千ヘクタール、個人等が所有する民有林は九万四千ヘクタールとなっております。民有林のうち人工林は六万三千ヘクタールで六七%を占めており、民有林の人工林の割合は全国一となっております。

以上、お答えします。

○八谷委員⇨全国一ということですか。そのうち伐採期を迎えた人工林についてお尋ねいたします。

民有林のうち、樹齢にもよると思いますが、伐採期を迎えた人工林の面積はどのくらいあるのかお尋ねいたします。私は、脊振山系をよく回る中で伐採期

を過ぎているんじゃないかと思うような木を見ますが、その面積はどれくらいなのかお尋ねいたします。

○永守林業課長 伐採期を迎えた人工林についてお答えいたします。

民有林のうち、植林から四十五年を超えた、まさに伐採期を迎えた人工林の面積は四万八千ヘクタールでございます。民有林の人工林の七五%を占めております。

以上、お答えします。

○八谷委員 前は前にも一般質問で取り上げましたが、伐採期を迎えた山がたくさんあるということで、森の、山の新陳代謝のためにも、何とかこれを伐採して新陳代謝を図っていただきたいと思えます。

この伐採に必要な林業機械があるわけですが、伐採作業や運搬作業については機械化が進んでいると聞いておりますが、種類としてはどういう機械がありますかお尋ねをいたします。

○永守林業課長 林業機械の種類についてお答えいたします。

まず、山に立っている木を伐採し、枝を払って玉切りまで行いますハーベスターのほか、伐採した木を引き寄せるスイングヤーダ、それから作業道から林道まで木材を運搬するフォワーダなどが使われております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員 実際、私も前に現地視察で見せてもらいましたが、こういう機械があると若い人たちも参加しやすいと思えます。

この林業機械の導入状況ですが、どのように推移しているのか分かりますか。

○永守林業課長 林業機械の導入状況についてお答えいたします。

森林組合等が保有しております高性能林業機械の台数は、十年前の平成二十四年度は四十三台でありましたが、令和四年度は百八台となっております。年々増加している状況でございます。

以上、お答えいたします。

○八谷委員 この導入に対する県の支援は、どのようになってますか。

○永守林業課長 林業機械の導入に対する支援についてお答えいたします。

高性能林業機械の導入支援といたしまして、国の補助に加えて平成十八年度から県単独のかさ上げを行いまして六〇%の補助を行っております。

また、国の補助の対象とならないトラック等の林業機械につきましては、令和三年度から、「さの林業再生プロジェクト」の一環として県単独で六〇%の補助を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○八谷委員 機械の導入がかなり進んでいるようでございます。引き続き、これはよろしくお願いをしたいと思います。

伐採後の造林等の支援についてお尋ねいたします。

伐採後は確実に造林をする必要がございます。また、その後数年間は下刈りを行うなどの管理が必要でございますが、森林所有者の費用負担が大きいのではないかと思います。

造林や下刈りに対する県の支援はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○永守林業課長 伐採後の造林等に対する支援についてお答えいたします。

森林の持つ様々な機能を持続的に発揮させるためには、伐採後の再造林、それから下刈りを確実に行っていくことが必要でございます。委員おっしゃられたように、森林所有者にとっては費用負担が大きいというふうに認識しております。

このため、県では、再造林や下刈りに対して国の補助に加えて令和五年度から県単独でかさ上げを行いまして、再造林については九〇%の補助、それから下刈りについては一〇〇%の補助を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱかなり手厚くされておりますけれども、ただ、この問題につきましては、作業に従事する担い手の問題があるということは、前から言われております。担い手を確保するため、これまでどのように取り組んできたのか。また、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○永守林業課長Ⅱ林業の担い手を確保・育成するための取組についてお答えいたします。

林業担い手の減少傾向に歯止めをかけ、人材を確保するため、「さがの林業再生プロジェクト」の一環として、令和四年度から「さが林業アカデミー」を開講いたしました。即戦力となる担い手の確保と育成に取り組んでおります。

また、担い手の確実な定着を図るためには、給与などの担い手の待遇改善を進める必要があります。このため、小規模で分散する森林の集約化を支援し、間伐などの作業の効率化や生産性の向上による森林組合等の経営基盤の強化を図っているところでございます。

今後も、これらの取組を通じまして担い手の確保・育成に努めてまいります。以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱなかなか森林の管理は大変だと思えますけれども、引き続きよろしくお願いをいたします。

続きまして、サガンスギ苗木の供給について、先ほど国の話をいたしました。花粉症対策に有効であるとして花粉の少ない「サガンスギ」を大々的に発表されました。「サガンスギ」が使われるように期待したいところでございますが、これまでにどれくらい供給されてきたのか。また、サガンスギ苗木に対する需要を満たしているのかどうかお尋ねをいたします。

○永守林業課長Ⅱサガンスギ苗木の供給についてお答えいたします。

「サガンスギ」の苗木は令和四年三月から生産が開始されておりまして、令和四年度には一万四百四十五本、令和五年度には五万七千七百二十八本を生産

したところでございます。

なお、令和五年度につきましては、「サガンスギ」の需要に對しまして、供給が約七千本不足してございました。需要を満たしていないことから、早期に苗木の生産の拡大を図る必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱ育て方が今取り組まれているようでございますので、できるだけ早くそういった苗木の供給体制を取っていただきたいと思っております。

今後、この伐採期を迎える中で、これまで以上にその苗木が必要になると思いますが、この苗木の供給体制の整備をどのように進めていくのかお尋ねをいたします。

○永守林業課長Ⅱ「サガンスギ」苗木の供給体制の整備についてお答えいたします。

「サガンスギ」の需要に對しまして必要な苗木を供給していくために、苗木生産の大本となります穂木の供給体制を強化するとともに、苗木生産者に対して生産技術を普及していく必要があります。

このため、県では令和四年度から「サガンスギの森林百年構想」に取り組んでおりまして、穂木を生産する採穂園の造成、苗木生産用ハウスの整備に対する支援などを行っております。

また、「サガンスギ」苗木の生産加速化対策に取り組むこととしておりまして、今議会に補正予算を提案しております。林業試験場が開発いたしました小型の穂木を使った苗木生産技術を活用し、「サガンスギ」の苗木の生産本数を増加させるとともに、林業試験場に「サガンスギ」トレーニンクセンターとしての機能を持たせ、新規参入者を含む苗木生産者に対して、小型の穂木を使った苗木生産技術の研修会を開催することとしております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱ最後に、「サガンスギ」の植え替えの促進についてお尋ねをいたします。

林業の振興や花粉症対策のため、「サガンスギ」への植え替えを積極的に進めていく必要があると考えておりますけれども、今後、県ではどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○永守林業課長Ⅱ「サガンスギ」への植え替えの促進についてお答えいたします。

「サガンスギ」への植え替えを進めるためには、「さかの林業再生プロジェクト」などの取組に加えて、県産木材の利用をこれまで以上に促進する必要がありますと考えております。

このため、製材工場等の施設整備などの支援により、県産木材の供給体制の強化を図るとともに、建築物における木材需要を拡大するため、令和四年度に立ち上げた建築士、木材供給事業者、建築施工者などの横断的なネットワークを活用しまして様々な情報の共有を図りながら、木造建築の普及について引き続き取り組んでまいります。

今後とも、「さかの林業再生プロジェクト」の推進や、「サガンスギ」への植え替えなど各種施策を着実に前へ進め、「木を伐って、使って、植えて、育てて、また伐る」、こういった森林・林業の好循環を創り出し、持続可能な佐賀の森林・林業の確立を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱまさに、森林・林業の高循環、先ほど伐採期がたくさん来ておるといふことを言いましたが、今、木材価格が若干上がっておる、こういうときにこそしっかりと伐採をして、そして、先ほど言われた木を使ってもらうということにもしっかりと力を入れていただきたいと思えます。

森林の持つ重要性については、今さら申し上げるまでもございませんが、水

源の涵養、防災機能、多様な生き物を育むなどの多面的な機能を持つ国民の貴重な財産でありますとともに、山があつての川であり、海であります。しっかりと山を大事に育てていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

三点目は、県東部地域における産業用地の整備についてであります。

県内では、近年、大型の企業誘致が実現しております。企業誘致は若者の県内定着、特に農村部におきましては、小規模農家や家族経営の農家の子弟の働く場所として、あるいは県外からのUJイターの促進など、地域の人口減少対策の有効な手段でありまして、県には今後も積極的な企業誘致を進めてもらいたいと考えております。

今、厳しい国際情勢の中にあつて、企業も海外への進出から、今、国内へと動いておりますので、企業誘致をしっかりと行っていただきたいと思えます。

吉野ヶ里町におきましては、昨年六月に、半導体の材料でありますシリコンウエハー製造大手のSUMCOが造成前の県営産業用地の取得を決められました。地元からは、企業進出に伴う人口増加や経済活性化などに対する大きな期待が寄せられております。町長のコメントとしても、働く場所が身近にあることは最大の魅力と述べられております。

また、アサヒビールが鳥栖市で新工場建設を予定されるなど、県東部地域は今後も多くの企業を誘致できる可能性があると考えております。一方、誘致が進み、県東部地域におきましては、企業誘致の受け皿となる産業用地が不足している状況にあると思えます。

そこでまず、吉野ヶ里町県営産業用地の造成事業についてお尋ねをいたします。

今、当該用地につきましては、これから本格的に造成が開始されると聞いており、現在は文化財の発掘調査が進められていると思えますが、今現在の造成

事業の進捗状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○西田企業立地課長⇨造成事業の進捗状況についてお答えいたします。

吉野ヶ里町県営産業用地につきましては、昨年六月の定例県議会で企業への売却についての議決をいただきました。その後、文化財発掘調査や開発行為の協議等を行ってまいりました。

造成工事につきましては、本産業用地全体の開発面積が約二十七ヘクタールと広大なため、北側と南側の二つに分けて、まず、北側から順に造成を行うこととしております。

今月二日から八日にかけて、工事着工前の関係地区説明会を行ったところでありまして、必要な調整が調い次第、北側の造成工事に着手できればと考えております。

以上、お答えします。

○八谷委員⇨今、地元説明会まで済んだということでございます。地元としても期待が非常に大きいところでございますので、造成事業の今後の予定がどうなっているのかお尋ねいたします。

○西田企業立地課長⇨造成事業の今後の予定についてお答えいたします。

まず、北側の造成工事を着実に進捗させてまいります。その後、南側で行っております文化財発掘調査の進捗や、北側の造成工事の状況を見ながら、適宜、南側の造成工事の発注を行っていくこととしております。

引き続き、関係機関と連携しながら、来年度中の造成完了を目指して事業を進めてまいります。

以上、お答えします。

○八谷委員⇨来年度中の完成ということで、よろしく願いをしておきます。

次に、造成工事中の交通安全対策についてお尋ねをいたします。

今後、造成工事が本格化いたしますと、造成用地への土砂の運搬が頻繁に行

われることになると思いますが、その運搬に伴いまして周辺の交通安全対策が重要でございます。心配をされている部分もございますので、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○西田企業立地課長⇨造成工事中の交通安全対策についてお答えいたします。

吉野ヶ里町の小中学校の校長会ですとか、関係地区説明会の際にいただいた意見も踏まえまして、造成工事前に敷地内を通る道路に幅二・五メートルの仮設歩道を設置したりですとか、土取り場からのダンプの出発時刻を通学が終わる午前八時三十分以降にしたりですとか、造成地の出入口などに交通誘導員を配置したりするなど、必要な交通安全対策をしっかりと行って造成工事を進めていくこととしております。

以上、お答えします。

○八谷委員⇨地元の皆さんにとっては、通学路でない部分もあるかも分かりませんが、子供たちの通学時間帯をそういうふうの外してもらっていることは、非常にいいことだと思いますので、交通安全対策はしっかりと取っていただきたいと思えます。

次に、県東部地域におきます産業用地の確保についてお尋ねをいたします。

鳥栖市をはじめ、県東部地域への企業の進出希望は多いと聞いております。

今回の吉野ヶ里町の産業用地造成の後、神埼以東に産業用地が確保されていませんが、県東部地域における産業用地の確保について、県では今後どのように取り組んでいくのか、これは企業立地統括監にお尋ねをしたいと思いますので、県東部地域のことについてよろしく願いいたします。

○光武企業立地統括監⇨県東部地域における産業用地の確保について、私のほうからお答えをいたします。

今、委員から御指摘のとおり、近年、県内、特に県東部地域において企業誘致の受け皿となる産業用地が大幅に不足をしている状況でございます。企業の

ニーズを踏まえ、産業用地の早期確保が必要だと考えております。

県としては、現在行っております県営産業用地二カ所、佐賀市内と、先ほどお話にありました吉野ヶ里町でございますが、こちらの整備進捗をしっかりと図っていきますとともに、市町とも連携いたしまして大規模な産業用地開発が可能な適地の選定作業を進めてまいりたいと考えております。

また、企業のニーズに幅広く対応できる産業用地を確保するため、市町によります産業用地の整備につきましてもしっかりと後押しをしていきたいと考えております。

また、鳥栖市についても言及がございましたが、鳥栖市におきましては、今月九日に開通いたしました九州自動車道「小郡鳥栖南スマートインターチェンジ」周辺で県と市の連携プロジェクト、「佐賀県・鳥栖市サザン鳥栖連携プロジェクト」を進めておりまして、こちらにおきまして約三十四ヘクタールの大規模な産業用地、「サザン鳥栖クロスパーク」の開発を県内初の官民連携型で進めているところでございます。

そうした新たな手法も視野に入れつつ、今後も本県産業の成長を牽引するような企業の誘致を実現するため、市町ともしっかりと連携いたしまして、受け皿となり得る産業用地の整備を進めていきたいと考えております。

また、引き続き県内産業の成長・発展につながるような企業の誘致について、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○八谷委員「朝倉インターの近くを私が見せていただいたときに、この工場予定地を見せていただきました。ここならすぐ張りつくだろうなということを思いまして、その後、神埼以東に用地がないなということを考えますと、今までも企業誘致担当者に聞いてまいりましたところ、やはり鳥栖近辺への企業の希望は非常に多いんですよということを言われておりました。ただ、鳥栖地区

に用地がありましたも、用地を見に来企業が、あの三十四号線の交通渋滞を見て、やめたというふうなこともあったというふう聞いておまして、ここはひとつ道路の問題等も含めて、私は一般質問でも申し上げましたが、東部地区の道路の整備がちょっと進んでおりません。西部ばかり今聞いておりますので、そういった道路の整備を進めつつ、そういう基盤も含めながら、国土強靱化基本計画の中にも事業用地の取得とか、その辺は書いてありますので、横の連携を取りながら地域の発展にぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。引き続き企業誘致についてよろしくお願いをいたしておきたいと思っております。

最後の質問でございます。

ものづくり産業の振興についてお尋ねをいたします。

ものづくり産業は、県内産業を牽引する重要な産業でございます。県内経済の活性化のためには、ものづくり産業のさらなる振興を図っていく必要があります。明治の夜明けとともに、県内では機械産業を中心としたものづくり企業が目覚ましい発展を遂げてまいりました。鹿島市の東亜工場に至っては、国内シェアの九割、世界シェアの四割を占めるシリンダライナの製造、また、同じく鹿島市の森鉄工でも一部の機種で世界の五割を占める油圧プレスなどの精度の高い製品を幅広く生産されております。そのほかにも自動車用ボルトの製造から販売まで行います佐賀鉄工所、さらには戸上電機製作所、中村電機製作所、ワイビーエム、中山鉄工所、ミヅタ、大神、西研グラフィックス等々、数え上げれば切りがないほどの企業で数々の優秀でユニークな活動を展開されております。

今、人口減少、原材料やエネルギー確保の高騰など、県内企業を取り巻く環境は厳しさを増しております。こうした中で県内のものづくり産業が持続的に発展していくためには、次の時代を担う子供たちにもものづくりのすばらしさを

伝えていくとともに、県内のものづくり企業が時代に即して新たなことに挑戦することが重要でございます。そうすることで、ものづくりに興味、関心のあがる子供の裾野が広がり、世界に誇れる佐賀のものづくり企業の技術力が強化され、こうした企業への憧れにつながり、さらに、ものづくり産業を志す若者が増えるといった好循環につながると考えております。

県では、これまでもものづくり産業の振興に

向けて様々な取組がなされておりますが、まず、「SAGAものすごフェスタ10」の実績についてお尋ねをいたします。

今年五月に開催されました「SAGAものすごフェスタ10」には大勢の参加者があり、盛況を博したと聞いておりますが、どれくらい参加者があり、参加者からどのような声があったのかお尋ねをいたします。

○川崎ものづくり産業課長Ⅱ「SAGAものすごフェスタ10」の実績についてお答えいたします。

今年度は、昨年度に続きましてSAGAアリーナで二回目となる「SAGAものすごフェスタ10」を開催いたしました。例年は夏休み期間中であります八月に土曜、日曜の二日間で開催してきましたけれども、今年度は佐賀県で全国高校総体ですとか国民スポーツ大会などが開催されることから、五月十九日、日曜日の一日限りの開催となりました。

ものづくりの技を体感する企業ブースに加えまして、今年度は特に現場で使われている工具や高い技術力で作られました製品に触れられるコーナーを設けたことで、ものづくりの醍醐味を感じてもらいたい機会となったと考えております。

その結果、今回の「SAGAものすごフェスタ10」では、百十八の企業、団体が出展され、一万三千五十五人の方に御来場いただきました。参加者からは、会場が混雑し過ぎてあまり体験できなかったとの声も一部には聞かれましたが、

県内のものづくり企業をたくさん知ることができたですか、いろいろなブースがあつて楽しめたといった声が多く聞かれたところです。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ今年度は、例年と異なつて五月に一日だけの開催ということでございましたが、課題はどういったものがあるのか。そして、どのように工夫したのかお尋ねをいたします。

今、参加の状況を聞きました。非常に混雑したということがありましたけれども、子供たちが中心だと思えますが、佐賀のことを知ることができたということも非常に大切なことだと思います。そういった意味でどのような工夫をされたのかお尋ねいたします。

○川崎ものづくり産業課長Ⅱ「SAGAものすごフェスタ10」の課題及び工夫についてお答えいたします。

今年度は五月開催となりましたことから、企業募集や企画内容の調整を早めに行いまして、新学期の開始と合わせて学校に広報できますよう取り組みました。

昨年度、SAGAアリーナで初めて開催いたしました「SAGAものすごフェスタ10」では、予想を上回る来場者数でありましたことから、会場内を来場者が通行できないほどの混雑が生じたことが反省点として挙げられたところであります。

今年度は一日開催となり、さらなる混雑が予想されたことから、昨年度の反省を踏まえまして、各出展者によります体験ブースですとか、あと通路の幅を広げたり、事前予約が必要な体験ブースを増やしたりするなど、工夫、改善を行ったことで昨年度ほどの大きな混雑は見られませんでした。

また、二階エントランスや観客席も活用することで、SAGAアリーナのスペースを存分に生かしたイベントにできたと考えております。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ一日だけの開催ということで、いろんな工夫がされたと思います。こういった展覧会に行つて、入っている人がまばらだとやっぱり寂しい感じがします。しかし、通路が狭くて通りにくいというのは、かえつてまた混雑感があつて大変な状況になりますので、その辺は非常に難しいと思いますけれども、観客を中心とした、見る人にとって過ごしやすい仕方になりたいということです。そこで、今後の取組ですが、さらによいものにしていくために今後どのような取り組みをお尋ねをいたします。

○川崎ものづくり産業課長Ⅱものすごフェスタの今後の取組についてお答えいたします。

今年度は、国民スポーツ大会の開催などもありまして、五月に一日のみの開催となりましたけれども、ものすごフェスタは夏休みのイベントとして定着していますことから、来年度以降は夏休み期間中であり八月に二日間の日程に戻しまして、引き続きSAGAアリーナで開催いたしたいと考えています。

来場者には、様々な体験を通じて、もっと佐賀のものづくりのすばらしさを感じてもらえるよう、体験ブースの充実ですとか、あと、委員がおっしゃったように混雑解消の方策などについて今後さらに検討し、ものすごフェスタをよりよいイベントとしていきたいと考えています。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ子供たちにとっては、実際に目の当たりにして手にして見るということは、非常にやっぱり興味が増えると思いますので、特にそういった点をさらに見やすいものにしていただきたいと思ひます。

次に、「SAGAものすごツアー2023」の実績についてお尋ねいたします。

これについては、どれくらい応募があつて、どのくらいの参加者があつたのか。そしてまた、参加者からどのような声があつたのかお尋ねをいたします。

○川崎ものづくり産業課長Ⅱ「SAGAものすごツアー2023」の実績についてお答えいたします。

「SAGAものすごツアー」は、ものづくりの現場を見学し、あわせて実際にものづくり体験を行うことで、佐賀のものづくり産業のイメージアップや将来のものづくり人材の育成につなげることを目的に毎年開催しております。

昨年度は、県内各地で十一回のツアーを実施しまして、三千七百四十六人分の応募があり、抽選で五百四十七人の方に参加いただきました。参加された方からは、工場見学も体験できて充実していたですとか、ものづくりを子供に体験させることができ、自分自身も楽しめて大満足だったなどの声もあり、次年度以降も開催してほしいとの声が多く聞こえたところです。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ応募に対して参加される方が非常に少ないという部分がありますけれども、これも先ほどのものすごフェスタと同じように、実際にものづくりの体験をする、そういったことは非常に大切なことだと思いますが、今後、これらの人気の高い応募者数に対して受け入れ可能な人数が少ないといったような課題があるというふう聞いております。

今年度はどのように取り組むのかお尋ねをいたします。

○川崎ものづくり産業課長Ⅱものすごツアーの今年度の取組についてお答えいたします。

毎年、定員に対しまして何倍もの応募がありましたことから、今年度はこれまで開催してきませんでした夏休みにも開催するなどツアーの開催回数を増やし、参加人数を九百人程度に増やすことで、より多くの方に御参加いただけるようにスケールアップすることとしております。

これまでの参加者満足度も非常に高く、将来、子供たちがものづくり産業での活躍を志すきっかけになる取組でありまして、今後も継続して開催していきたい

たいと考えております。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱこれもやっぱり子供たちに人気のある部分、しっかりとした対応をよろしく願いたいと思います。

次に、「さが『きらめく』ものづくり産業創生応援事業」についてお尋ねをいたします。

この事業では、県内企業の新技術や新製品の開発に係る経費について補助が行われていると聞いております。私の周りでも、この事業を使って新しい取組をされた企業がございます。その恩恵に浴しているとのことでした。この事業は非常に興味深いといえますか、事業だと思えますが、これまでに何件の支援を行ってきたのか。また、どのような事例が生まれているのかお尋ねをいたします。

○川崎ものづくり産業課長Ⅱ「さが『きらめく』ものづくり産業創生応援事業」のこれまでの成果についてお答えいたします。

「さが『きらめく』ものづくり産業創生応援事業」は、販路拡大、生産性改善、新技術・新製品開発などを行います県内事業者に対しまして、佐賀県産業イノベーションセンターを通じて補助金の交付を行っております。

そのうち新技術・新製品開発補助につきましては、令和元年度から令和五年度まで三十二件を採択しております。クラフトビールですとかメンズコスメなどの分野におきます新製品の開発や、AIによるディープラーニングにより最適な加工条件を見つけることで不良品の発生を抑えるなどの新技術の開発が行われました。

開発された新製品や新技術には、既に事業化できたものもあれば、事業化に向けてさらなる課題が見つかったものもあり、佐賀県産業イノベーションセンターが継続して支援しております。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ私が先ほど申し上げましたように、新技術、新製品の部分については、実際にできたものを目の当たりにして、こういうことが本当にたくさん進めばいいなという気持ちでおります。県内企業の新たな取組を支援することは非常にいいことでありませうけれども、申請件数が少ないといった課題があるというふうに聞いております。

今後、これを増やすためにはどのように取り組んでいくのか、特にPRはどういうふうな点に注意していくのか、裾野を広げられるような取組をしていただきたいと思いますが、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○川崎ものづくり産業課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

これまで、商工団体ですとか工業会などの関係団体を通じた周知とともに、成功事例を分かりやすく紹介します成果事例発表などの開催によりまして、県内企業に幅広く周知してきました。今後とも、成功事例を生み出しながら、様々な機会を通じて幅広く県内企業に周知を図っていきたくと考えております。

また、委員がおっしゃっております新技術・新製品開発に係る補助金の部分につきましては、県内企業からのニーズを反映いたしまして、今年度から補助上限額を五百万円から一千万円に引き上げたところ、応募が増えているところがございます。

引き続き、県内企業のニーズを把握しながら、それに応える制度になるよう、不断の検証を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ補助額が五百万円から一千万円というのは、非常に大きなインパクトがあると思えますし、先ほどもPRの中で言われました成功事例、これをしっかり出していただいで幅広く県内企業に届くようにしていただきたいと思えます。

最後に、次の時代につなげていくための取組についてお尋ねをいたします。先ほど、ものすごフェスタやものスゴツアー、「さが『きらめく』ものづくり産業創生応援事業」など、それぞれの取組が成果を上げてきていると伺いました。こうした事業を通じて最終的にはものづくり産業を志す若者が増え、世界に誇れる佐賀のものづくり産業が次の時代にしかりとつながっていくことが重要と考えますが、今後、この点についてどのように取り組んでいくのか、産業労働部長に最後にお尋ねいたします。

○井手産業労働部長〓ものづくり産業は、まさに佐賀県の宝だと思えます。今、このものづくり産業には、物価高とか人材不足とか直面する課題がありますので、まずは生産性向上や価格転嫁、人材確保の取組の支援等々にしかり取り組んでいくところです。そして、企業の成長に向けた新たなチャレンジについてどんどん応援していきながら、なおかつ、佐賀県の未来を担う子供たちもものづくりを志していただけるよう、ものすごフェスタとかものスゴツアーとか、そういった取組を実施しているところです。

ものづくり産業を次の時代につなげるためには、まずはしかり今の課題に対応しながら、未来に向けた取組もあわせて実施していくという形で進めております。その際の政策に取り組むポイントは一つで、私も含めて職員が現場で起きていることをよく見て、現場の人の意見をよく聞いて、それらも含めて何が効果的なのかということをしかり考えて施策を実施していくことが重要だと思います。

魂のこもった政策にするためには、それが必要ですし、こうした姿勢でもものづくり産業が次世代に向けても輝いていけるよう、全力で取り組みます。

私からは以上です。

○八谷委員〓力強く現場を中心にしかりと取り組んでいくということでございます。

私は、今日は四問、農業、林業、商工それぞれについて産業を中心に聞きました。皆さん方の取組については、産業生産現場からは注視されておると思いますが、それに応えるように、先ほど答弁があったように現場を中心に、農業のほうも現場をしかりと見据えながら取り組んでいただきたいと思います。質問を終わります。

○古川委員長〓これで質疑を終了いたします。

なお、明日二十七日は、午前十時に委員会を再開し、視察の後、討論、採決を行います。

本日は、これで散会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

午後二時二十八分 散会

速記者 石川裕子